

長崎銀行 中間ディスクロージャー

REPORT 2014

THE BANK OF NAGASAKI, LTD.



ごあいさつ

皆さまには、日頃より長崎銀行を格別にお引き立ていただき、また、常に温かいご支援を賜り、誠にありがとうございます。

この度、当行の平成26年度中間期の経営内容や考え方などをわかりやすく説明した「長崎銀行中間ディスクロージャー REPORT2014」を作成いたしました。皆さまに当行をより一層ご理解いただき、さらに身近な銀行として感じていただくことができましたら幸いに存じます。

さて、当行の主要営業基盤である地元「長崎」の経済情勢は、生産面がやや弱めの動きとなっているものの、需要面においては、公共投資が引き続き高水準で推移し、また、民間の設備投資も増加しております。観光関連需要は、豊富な観光資源を背景に、夜景観光の認知度向上、国際クルーズ船の寄港増加等の奏功により、堅調に推移しております。

また、雇用・所得環境は労働需給が緩やかな改善を続ける中、雇用者所得も持ち直しつつあり、我が国が推し進める各種経済政策の効果などにより、一部に弱さが見られるものの、緩やかな回復が続いております。

将来を見据えましても、九州新幹線西九州ルートの開業前倒し計画も浮上する中、周辺施設・地域の開発などにより、さらなる経済効果を波及することが期待されます。

このような経営環境のなか、当行は、平成26年4月にスタートした中期経営計画「SMILE（笑顔）and ACTION（行動）」において「お客さま本位のもと、地域での存在感を示し、長崎でいちばん信頼され、愛される銀行」を目指す銀行像として掲げ、皆さまのニーズへの迅速かつ的確な対応に努めております。

また、当行は、平成26年12月18日をもって、株式会社西日本シティ銀行の完全子会社となりました。これは、西日本シティ銀行グループの経営の迅速化・効率化、及びグループ各社との連携等を通じた経営基盤の強化を目的としたものであります。

完全子会社となりましても、当行は西日本シティ銀行グループのリテールエリアカンパニーとして、地域に根ざし、地域とともに成長・発展していく金融機関を目指してまいりますので、今後とも、皆さまのお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成27年1月

取締役頭取 **山本一雄**

プロフィール

創業	大正元年(1912年)11月11日
資本金	41億円
総資産	2,675億円
自己資本比率	7.91%
預金・譲渡性預金残高	2,530億円
貸出金残高	2,288億円
店舗数	23か店
行員数	282名

(平成26年9月30日現在)

CONTENTS

■ 経営理念・経営方針・経営計画	1
■ 法令等遵守およびリスク管理等への取り組み	2
■ 業績のご案内	5
■ 地域のみなさまとともに	8
■ ネットワーク	12
■ 資料編	14

●本誌は銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

●計数につきましては原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

経営理念・経営方針・経営計画

経営理念

「お客さま本位」のもと「健全経営」に徹し「地域社会に奉仕」する

長崎銀行は、地域金融機関としてお客さまのご繁栄を願い、地域社会の発展に奉仕することを使命として、地域になくてはならない銀行を目指して、さらに努力してまいります。

経営方針

長崎銀行は経営理念の実現のために次のことに努力してまいります。

■健全経営

健全経営を通して強固な経営体質を築き、地域社会の繁栄に奉仕してまいります。

■お客さま本位

いつも「お客さま第一」の精神に基づき、より良い金融サービスの提供に努め、地域の皆さまの信頼と期待に応え得る銀行を目指します。

■人財の育成

環境の変化に柔軟かつ機敏に対応できる行動力とチャレンジ精神を持った行員の育成に努め、行員一人ひとりが持てる力を十分に発揮できる、のびのびとした活動的な風通しのよい企業風土の確立を目指します。

経営計画

長崎銀行 中期経営計画

「SMILE(笑顔) and ACTION(行動)!!」 ～ お客さまのために、地域のために、汗をかこう ～

当行は経営理念に基づいた「目指す銀行像」の早期実現に向け、平成26年4月より3年間の中期経営計画に取り組んでおります。

取組姿勢

- “地域に根ざした銀行”という存在感を示すため、全役職員がともに“考え、汗をかき行動”し、お客さまのニーズに迅速かつ的確に対応することで、地域と共存するお客さまの繁栄と地域発展に貢献します。
- 地域のお客さまとともに成長し続けていくため、当行が成し得る最大限の努力を惜しまず、全役職員が“笑顔”で、何事にも前向きに“行動”します。
- 国内トップレベルのノウハウを有する西日本シティ銀行(NCB)グループの総合力を最大限に活用します。

中期経営計画の概要

計画期間：平成26年4月～平成29年3月

目指す銀行像

「お客さま本位のもと、地域での存在感を示し、
長崎でいちばん信頼され、愛される銀行」

主要施策(6つの基本戦略)

収益基盤の拡大

(リテール営業強化、顧客基盤拡充、
預金調達力強化)

経営基盤の強化

(法令等遵守、経営環境変化等への柔軟な対応、
財務基盤の充実、生産性向上)

お客さま目線に立ったサービス向上

(商品・サービス・利便性向上、
インフラ整備)

営業態勢の高度化

(新情報系システムの活用、
高品質サービスの提供)

組織の活性化

(プロ意識のある人財育成、
人的資源の有効活用、ES向上)

地域との共存共栄

(地域貢献、イメージ戦略)

「さらに」

NCBグループ内連携によるシナジー効果を最大限に追求

長崎銀行が進むべき方向性

「質・量ともに強固で競争力のある銀行」「魅力のある銀行」

法令等遵守およびリスク管理等への取り組み

法令等遵守態勢

当行は、法令等遵守態勢の強化を経営の最重要課題の一つと位置付け、役職員一人ひとりの法令等を遵守した業務の遂行こそがお客さま満足の上昇に繋がり、ひいては当行の信用と信頼が得られることを念頭に、経営陣を先頭に全役職員が法令等遵守態勢の強化に継続して取り組み、法令等遵守重視の企業風土の醸成に努めております。

■コンプライアンス委員会を基軸とした法令等遵守の一元管理体制

当行は、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を毎月開催し、法務面に特化した論議や法令等遵守状況等についての協議・評価等を行い、経営陣が適時適切な指示を行うことのできる体制としております。

また、コンプライアンス統括部署として総合企画部経営管理室を設置し、各部店で発生した法令等遵守に関する事項を一元管理し、コンプライアンス委員会及び取締役会等に適時適切に報告する体制を整備しております。

さらに、法令等遵守に関する具体的な実践計画となる「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、本プログラムに基づいた法令等遵守に係る施策の着実な実行に努めるとともに、コンプライアンス委員会において、毎月進捗状況をフォローアップし、実効性を高めております。

■全役職員へのコンプライアンスの啓蒙

当行は、役職員一人ひとりの遵法精神向上のため、経営陣自ら各種会議・研修等のあらゆる機会を通じて法令等遵守に関する訓示や講話を行い、また、本部各部署は各種集合研修や事例開示、臨店指導等、法令等遵守に関する教育・啓蒙を徹底しております。さらに、各部店においては、総合企画部経営管理室が発出する「コンプライアンスニュース」等を利用した勉強会やOJTなどを通して、遵法精神の向上に努めております。

■外部専門家との連携

当行は、顧問弁護士による法務相談会を定例的に開催するなど、業務上法的判断が必要な事案については弁護士等と連携し取り組んでおります。

■個人情報保護法への対応について

当行は、お客さま情報を適切に保護し、また利用させていただくため、お客さまからご提供いただく個人情報を厳格に取り扱うとともに、情報管理態勢を整備し、個人情報の正確性・機密性の保持と安全性の確保に努めております。また、個人情報保護宣言及び個人情報の利用目的等については、ホームページ、ポスターにより公表しております。

■ホットライン体制

当行は、所属部店の上司を介さず、本部に直接報告または相談できる体制（通称「ホットライン」）を整備しております。その窓口の一つとして、行員が法令等に違反する、またはそのおそれがある行為を知った場合、任意の方法でコンプライアンス統括部署に直接報告または相談ができる「コンプライアンス関連の相談窓口」を設置しております。

■説明態勢及び相談・苦情等への対応について

当行は、お客さまから十分なお理解を得たうえで購入・取引を行っていただくよう、商品・取引等の内容やリスク等について適切に説明するとともに、お客さまからのお問合せ、ご相談、ご要望及び苦情等のお申し出に適切に対処することなどにより、お客さまの保護、利便性の向上に取り組んでおります。

金融ADR制度について

平成22年10月1日より金融ADR制度が開始されました。金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決手続（※）のことで、お客さまが、金融機関との間で十分に話し合いをしても問題の解決がつかないような場合にご活用いただける制度です。国の指定を受けて中立性を確保した指定紛争解決機関が、お客さまや金融機関からの申し出を受け、苦情やトラブルの解決を図ります。当行は「一般社団法人 全国銀行協会」との間で、紛争解決等業務に関する「手続実施基本契約」を締結しております。

（※）裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution）とは、身の回りで起こるトラブルを、裁判ではなく中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続です。

金融商品の販売等に係る勧誘方針

当行は、「金融商品の販売等に関する法律」及び「消費者契約法」に基づき作成した、「金融商品販売勧誘マニュアル」及び基本理念である「お客さま第一主義」を常に念頭に置き、以下の勧誘方針に基づき金融商品等の販売を行っております。また、「金融商品取引法」施行に伴い、より利用者保護を徹底する立場から、適合性の原則に則った説明・販売を実施しております。

◆ 長崎銀行の勧誘方針 ◆

1. 当行は、お客さまの目的、知識、経験、財産の状況に応じた、適切な商品の情報提供と説明を行います。
2. 当行は、お客さまご自身のご判断と責任においてお取引いただけるよう、商品内容やリスク内容などの重要事項について、適切な方法により、十分なご理解をいただくよう努めます。
3. 当行は、お客さまに適切な情報を提供いたします。断定的な判断による勧誘は行いません。
4. 当行は、正当な理由なく、深夜や早朝等の不適当な時間帯に、電話・訪問による勧誘は行いません。
5. 当行は、お客さまに対する適正な勧誘を行うため、研修・勉強会等を行い、商品知識の習得に努めます。

苦情等のご相談窓口

当行は、お客さまからのご意見や苦情には真摯な姿勢で公正・迅速に対応するとともに、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めてまいります。当行に対するご意見・苦情は、営業店または次のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

人事総務部 お客さま相談室
TEL 095-829-4100
(受付時間：平日 9:00～17:00)

全国銀行協会 相談室
TEL 0570-017109、TEL 03-5252-3772
(受付時間：平日 9:00～17:00)

反社会的勢力への対応について

当行は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを行っております。政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえて、融資取引の約定書や普通預金規定等の各種規定を改定し、暴力団等の反社会的勢力を排除する条項（「暴力団排除条項」）を導入しております。

金融犯罪被害対策

金融犯罪への取り組み

当行は、社会問題となっている振り込み詐欺をはじめとする金融犯罪を防止するための取り組みを行っております。平成25年4月より「改正犯罪収益移転防止法」が施行されたことに伴い、口座開設や多額の現金によるお取引を行う際には、ご本人であることの確認に加え、お取引の目的やご職業等（法人の場合は事業内容や実質的支配者等）の確認をお願いしております。

また、不正利用口座を検知した場合は取引停止等の措置によりお客さまの財産保護に努めております。

なお、当行行員や警察官が電話や店舗外で暗証番号をお尋ねしたり、キャッシュカードをお預かりすることはありませんので、十分ご注意ください。

昨今、国内の銀行において、偽のログイン画面を表示させてパスワード等を盗み取るウィルスにより、ご利用のお客さまが知らない間に預金を引き出される犯罪が多発しています。

当行では、インターネットを介した銀行取引（ながさきインターネットバンキング、ながさきビジネスダイレクト）の提供にあたり、不正送金対策ソフト・ワンタイムパスワードの導入等、セキュリティ強化につとめてまいります。お客さまにおかれましても不正送金を防止するため、以下をはじめとするご対応をお願いいたします。

- パソコンには必ずセキュリティソフト（ウィルス対策ソフト）を導入し、最新版へのアップデートをお願いします。また、パソコンがウィルスに感染していないことを定期的にご確認ください。
- OSやブラウザ、その他パソコンにインストールされたソフトは、適宜、最新版へのアップデートをお願いいたします。
- IDやパスワード（暗証番号）等は決して第三者に知らせないでください。また、当行またはお客さま以外の第三者が指定したIDやパスワード（暗証番号）等は使用しないでください。
- パスワード等は、必ず定期的に変更されるようお願いいたします。なお、漏えい防止のため、同一パスワードの他のサービスでの使い回しは行わないようご注意ください。
- 心あたりのないメールに記載されているURLのクリック、添付ファイルの開封は絶対に行わないでください。
- 当行がご提供・推奨する電子証明書などのセキュリティ対策サービスを積極的にご利用ください。
- ログインの際やログイン後に、IDや各種パスワードと暗証番号等をすべて一度に入力させたりすることはありません。そのような画面が表示された場合は絶対に入力せず、ただちに取引を中断のうえ下記へ連絡してください。
- インターネットカフェ等、不特定多数の方が使用するパソコンでは、インターネットバンキングは絶対に利用しないでください。お客さまが管理するパソコン以外でインターネットバンキングを利用された場合、IDやパスワード・暗証番号等が漏えいする危険があります。
- インターネットバンキングで使用するパソコンや無線LANルータ等は、利用時以外は可能な限り電源を切断するようお願いいたします。

長崎銀行 インターネットバンキングサポートセンター 0120-338-180 【受付時間】平日 9:00～17:00

リスク管理の体制

当行は、経営の健全性を維持し安定した収益を確保するため、リスク管理を重要な経営課題の一つと位置付け、その高度化に努めております。具体的には以下の方針・体制等により適切な管理を行っております。

■ リスク管理基本方針

(1) 目的

当行は、健全な経営基盤の確立と安定した収益を確保するため、リスク管理に関する基本的な考え方、管理方針等を明確化し、当行自らの責任において適切なリスク管理態勢の整備・確立を図ることとしております。

(2) リスク管理体制

統合的リスク管理を実現するため、総合企画部経営管理室をリスク管理統括部署として、各種リスクの管理・評価・報告体制を確立し、計量化可能なリスクについては、リスクに見合った収益の確保を目指し、計量化が困難なリスクについては、リスクの顕在化を防止する観点から予防策を講じ、リスクの最小化に努めております。

(3) リスク管理基本方針・体制等の見直し

金融情勢の変化、各種制度の変更等に対応するため、リスク管理基本方針・体制等は適宜見直し、リスク管理の高度化に努めております。

■ リスク管理区分

当行では、管理対象リスクを「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」の4つのカテゴリーに分類し、リスクの特性に応じた管理を行っております。

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、信用リスクが当行の最重要リスクであると認識し、与信業務運営に関する基本的な考え方、行動基準等を定めた「クレジットポリシー」や「信用リスク管理規程」等に基づき、信用リスク管理の強化に取り組んでおります。

(2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行では、市場リスク管理担当部門を明確にするとともに、自己資本等の経営体力と市場リスクを適正に管理する体制を整備し、適切な経営資源配分を行い、安定した収益の確保に努めております。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、流動性リスクが顕在化した場合、当行のみの問題にとどまらず、金融システム全体に大きな影響を及ぼす懸念もあることから、流動性リスクを重要なリスクの一つと認識しており、十分な支払準備資産の確保、資金繰り逼迫度に応じた管理体制等を整備し、流動性リスクに備えております。

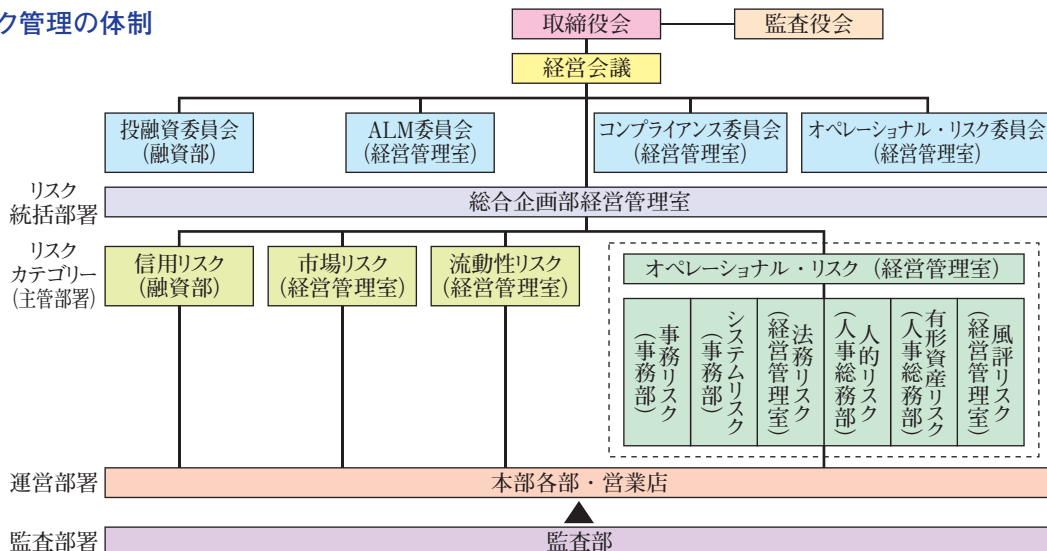
(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の課程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクが全ての業務・部署に関わる広範囲かつ多種多様なリスクであることや業務運営上可能な限り回避すべきリスクであることを踏まえ、適切に管理する体制等を整備し、リスク顕在化の未然防止及び顕在時の影響極小化に努めております。

なお、オペレーショナル・リスクは、具体的には、「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」に分類しております。

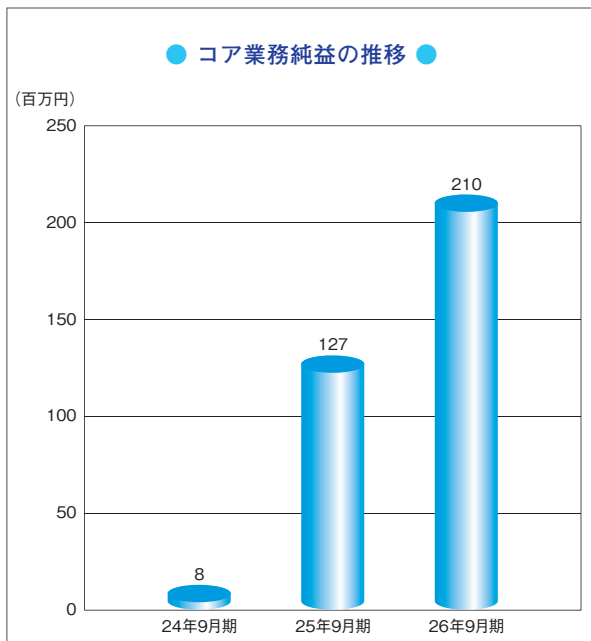
● リスク管理の体制



業績のご案内

収益状況につきましては、厳しい経済環境・金融環境のもとで、効率的な資金の調達・運用に努めるとともに、経営全般の合理化・効率化に取り組みました結果、平成26年9月期のコア業務純益は前中間期比83百万円増加し、2億10百万円となりました。

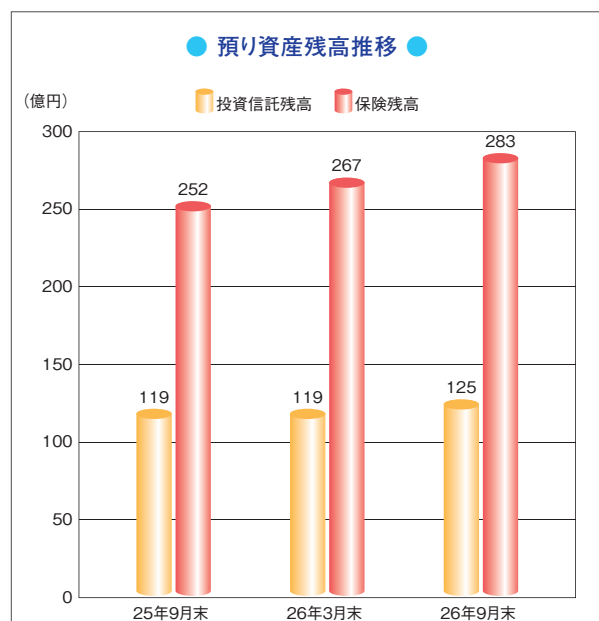
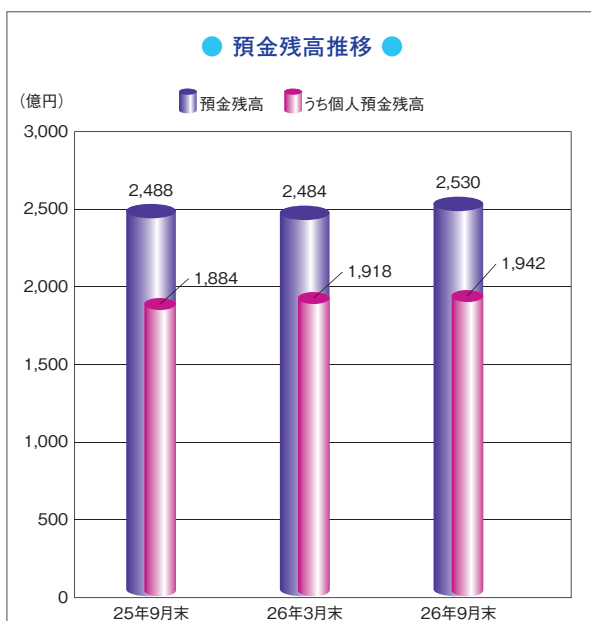
また、損益につきましては、経常利益は前中間期比63百万円増加し、2億71百万円、中間純利益は前中間期比46百万円減少し、1億65百万円となりました。



コア業務純益とは預貸金業務による資金利益や投資信託等の販売手数料などの役務取引等利益などを含む業務粗利益から経費を差し引いたもので、銀行の本来業務の収益力を表す指標として一般的に用いられています。

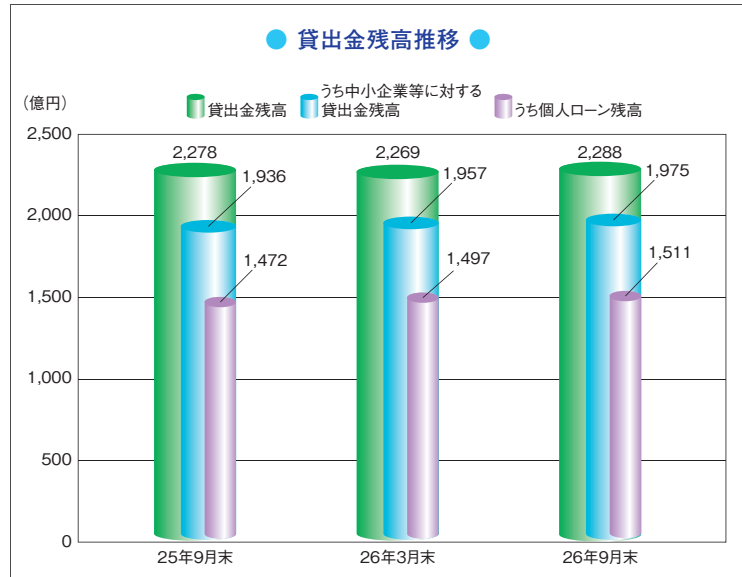
$$\text{○コア業務純益} = \text{業務粗利益(除く国債等債券損益)} - \text{経費}$$

預金につきましては、積極的な営業活動を行いました結果、平成26年9月末の預金残高（譲渡性預金を含む）は前中間期末比42億円増加し、2,530億円、個人預金は前中間期末比58億円増加し、1,942億円となりました。また、平成26年9月末の預り資産につきましては、投資信託残高は前中間期末比6億円増加し、125億円、保険は前中間期末比31億円増加し、283億円となりました。



貸出金につきましては、個人・中小企業などのリテール部門を中心に資金需要に積極的な対応を行いました結果、平成26年9月末の貸出金残高は前中間期末比10億円増加し、2,288億円となりました。

また、中小企業等に対する貸出金残高は前中間期末比39億円増加し、1,975億円、個人ローン残高は前中間期末比39億円増加し、1,511億円となりました。



不良債権処理への取り組み

当行は厳格な自己査定の結果に基づいた償却・引当（いわゆる不良債権処理）を行っています。自己査定の結果は、金融再生法に基づき開示しています。

金融再生法に基づく開示債権の状況（平成26年9月末） (億円)

	債権額 A	貸倒引当金 B	担保・保証等 C	保全率 (B+C)÷A
■ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10	1	9	100.00%
■ 危険債権	49	7	36	89.75%
■ 要管理債権	0	0	0	71.47%
小計	60	9	45	91.37%
正常債権	2,230			
合計	2,290			

用語のご説明

■ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

■ 危険債権

債務者が、経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態・経営成績が悪化し、契約通りの返済を受けることができなくなる可能性の高い債権

■ 要管理債権

3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権

正常債権

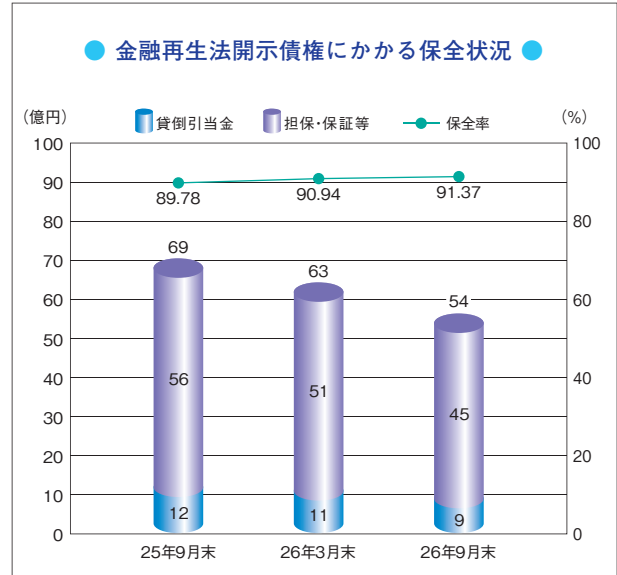
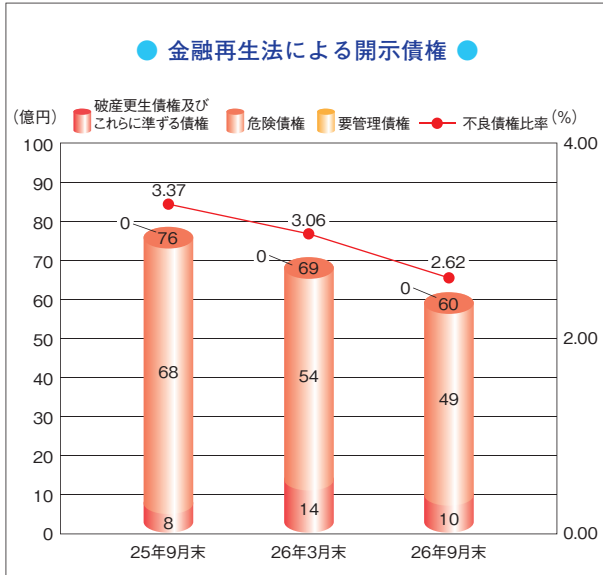
債務者の財政状況及び経営成績に特に問題が無いものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権

不良債権残高と保全状況

平成26年9月末における金融再生法ベースの不良債権残高は、前中間期末比16億円減少し、60億円となり、不良債権比率は前中間期末比0.75ポイント低下し、2.62%となりました。

保全率については、91.37%と将来にわたる信用リスクにも対応できる水準を確保しております。

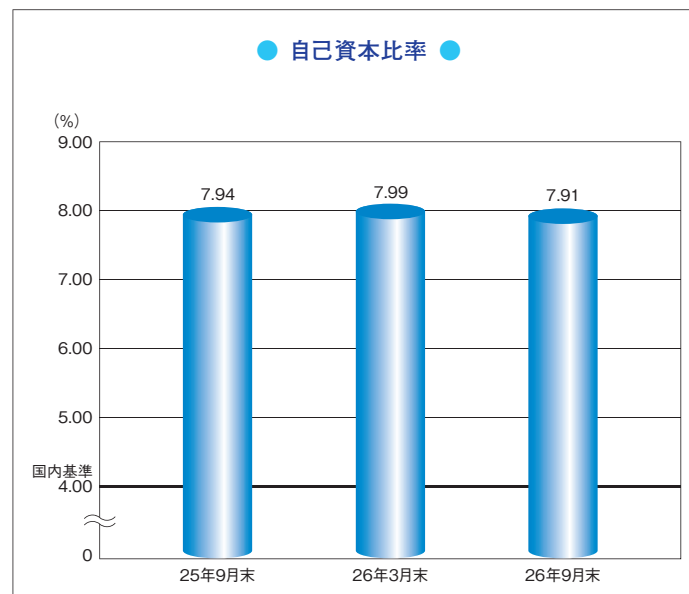
今後とも、お取引の皆さまの業績改善にお役に立てるように努め、不良債権の未然防止に取り組んでまいります。



自己資本比率

自己資本比率とは、総資産（資産の各項目にリスク・ウエイトを乗じて得た額の合計額）に対する自己資本の比率のことで、金融機関経営の健全性を示す重要な指標です。国内のみで営業を行っている銀行の自己資本比率は4%以上とされています。

当行の平成26年9月末の自己資本比率は、7.91%と国内基準を上回っております。



地域のみなさまとともに

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

■ 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

当行は、従来から地域金融の円滑化を図ることが社会的責任を果すうえでも最も重要な役割と捉え、「金融円滑化の取り組みに関する方針」を定め、中小企業のお客さまの経営改善に向けた取り組みに対し積極的に支援を行うこととしております。

平成25年3月末をもって「中小企業金融円滑化法」は終了いたしました。当行における「金融円滑化の取り組みに関する方針」は何ら変わることなく、今後も、お客さまに対し適切かつ十分なコンサルティング機能を発揮し、お客さまの立場に立った経営支援に取り組んでまいります。

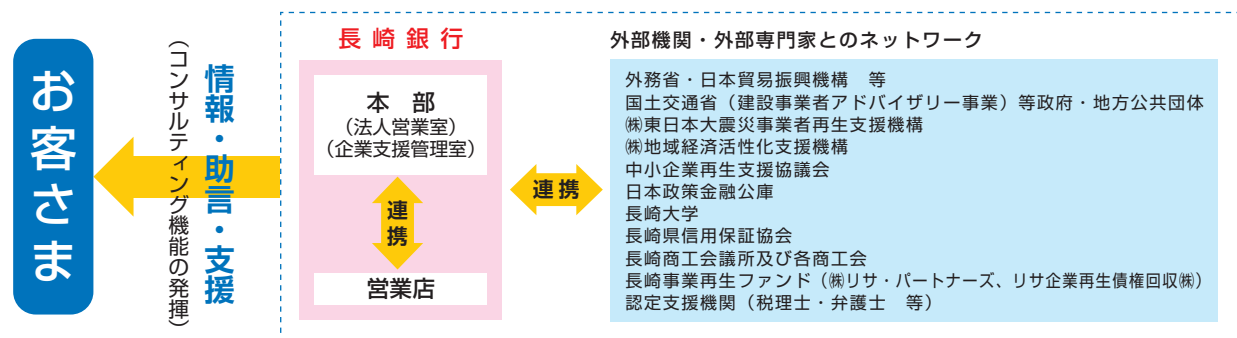
■ 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当行は、営業店及び本部の法人営業室・企業支援管理室が連携し、本支店一体となってお客さまに対する情報提供や経営改善計画の策定支援とそれに基づく経営改善の指導等による、コンサルティング機能の発揮に努めております。

中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う「経営革新等支援機関」を認定する制度が創設されました。

当行は、平成24年11月に「経営革新等支援機関」の認定を受け、中小企業のお客さまに対してチームとして専門性の高い支援を行う体制を整備し、外部機関・専門家と連携して支援に努めております。

また、中小企業者及び農林水産業者の振興に資するため、資金供給及び情報提供等の各分野（海外展開支援、創業支援、企業再生、介護・福祉・医療支援、ベンチャー企業支援、農商工連携、経営革新推進等）に係る連携を円滑に行い、相互に協力し、地域経済の活性化を図ることを目的として、平成26年9月25日、日本政策金融公庫長崎支店・佐世保支店との間で「業務提携・協力に関する覚書」を締結しております。



■ 中小企業の経営支援に関する取り組み状況

(1) 創業・新規事業開拓の支援

- ・ 経営力の強化や異分野での新事業を行おうとする中小企業のお客さまから相談を受け、経営資源の内容、財務内容その他の状況の分析または当該事業計画策定に係る指導、助言等を行う、「経営革新等支援機関」として積極的に取り組んでおります。
- ・ 医療分野への新規開業支援を積極的に取り組んでおります。（ながさき新規開業医支援ローン）
- ・ 日本政策金融公庫との業務提携による協調融資商品「ながさき創業支援資金」を創設し、平成26年9月25日より取り扱いを開始しております。

(2) 成長段階における支援

- ・ 西日本シティ銀行グループとして、国内及びアジアを中心とした海外企業等とのビジネスマッチングを目的とした「商談会」を開催しております。
- ・ 中堅・中小企業等の海外展開を支援する各関係機関間の連携を強化し、中堅・中小企業等が国内から海外まで一貫した支援を円滑に受けられるようにするため、関係機関（外務省・日本貿易振興機構（ジェトロ）等）と連携をとり、海外展開支援を実施する「海外展開一貫支援ファストパス制度」へ参加しております。

(3)経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- ・経営相談・経営指導及び経営改善計画の策定支援等に積極的に取り組み、中小企業のお客さまの経営改善に向けた取り組みへの支援を積極的に行ってまいります。
- ・経営改善計画を策定した先に対しては、定期的なモニタリングを実施し、計画の進捗状況等を把握しながら、管理・指導を行うこととしております。

●26年9月末現在の取り組み状況

経営改善計画を策定した先	240先	(累計)
中小企業再生支援協議会と連携中の先	12先	
経営改善支援センター	3先	
税理士と連携中の先	2先	
経営革新等支援（補助金等申請）	16先	

(4)不動産担保や保証に依存しない融資への取り組み

- ・不動産担保や保証に依存しない融資への取り組みとして動産・債権担保融資(ABL)にも積極的に取り組むために、特定非営利活動法人日本動産鑑定が認定する「動産評価アドバイザー」に、行員2名が認定を受けております。また、動産担保の適格評価、処分会社との業務提携を行いお客さまの資金調達の多様化・円滑化に取り組む態勢を整備しております。
- ・固定価格買取制度の導入以降、太陽光発電事業を検討されるお客さまに対しては、発電設備や売掛債権を担保としたABL（動産・売掛債権担保）を活用した、不動産担保・保証に頼らない融資手法に取り組んでおります。

■地域の活性化に関する取り組み状況

当行は、地域金融機関としてお客さまのご繁栄を願い、地域社会の発展に奉仕することを使命として、地域になくてはならない銀行を目指すことを経営理念とし、これからも努力を重ねてまいります。

(1)地域の関係団体等との連携状況

商工会議所・支援課と連携中の先	1先
長崎県産業振興財団と連携中の先	1先

(2)お客さま向けのセミナー開催

- ・「新入社員セミナー」開催（毎年4月に開催しており、26年4月は第8回の開催となりました）
 - ・「賃貸経営・空室対策セミナー」を平成26年9月5日に開催いたしました。
- 今後も「事業承継・後継者育成支援セミナー」や「経営支援セミナー」を順次開催する予定です。



|| 主要な業務内容

預金業務

預 金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取り扱っております。

貸出業務

貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。

商品有価証券売買業務

国債等公共債の売買業務を行っております。

内国為替業務

送金為替、振込及び代金取立等を取り扱っております。

附帯業務

代理業務

- 日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務
- 地方公共団体の公金取扱業務
- 住宅金融支援機構等の代理店業務
- 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
- 日本政策金融公庫等の代理貸付業務

保護預り及び貸金庫業務

債務の保証（支払承諾）

公共債の引受

国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売

保険商品の窓口販売

金融商品仲介業務

トピックス

■商談会の開催

当行では、地域の事業者の皆さまに役立つ情報の提供や、販路拡大とビジネスチャンスを提供する「商談会」を西日本シティ銀行グループ等との合同により随時開催し、商材の販路拡大による地場産業の振興に寄与しております。

●「マルイ開業記念商談会」

期日：平成26年9月3日・4日 商談先：株式会社丸井

■新商品、サービスのご案内

当行は地域の事業者の皆さまのビジネスや個人の皆さまの豊かなライフプランのお手伝いをさせていただきます。サービス、キャンペーンの詳細についてはお近くの窓口または長崎銀行ダイレクトセンター(0120-296-919)までお気軽にお問い合わせください。

●「ながさきオールインワン JQ SUGOCA」取扱開始

平成27年2月2日より、九州旅客鉄道株式会社との提携により「ながさきオールインワン JQ SUGOCA」の取扱いを開始いたします。

この「ながさきオールインワン JQ SUGOCA」は、当行が発行する「キャッシュカード」、九州カード株式会社と提携した「VISAクレジットカード」、およびJR九州が発行する交通系ICカード(電子マネー)「SUGOCA(スゴカ)」と「JQ CARD(ジェイキューカード)」の機能が1枚になった大変便利なカードです。「ながさきオールインワン JQ SUGOCA」1枚で、ATMでの現金の出し入れ、JR列車等の乗車運賃支払い、電子マネーやクレジットでのお買い物、さらに電子マネーやクレジットのご利用に応じてポイントが貯まるなど、日常生活の様々なシーンでご利用いただけます。



●「ながさきオールインワン JQ SUGOCAスタートキャンペーン」実施

平成27年2月2日～平成27年5月29日まで、「ながさきオールインワン JQ SUGOCAスタートキャンペーン」を実施いたします。

キャンペーン期間中に「ながさきオールインワン JQ SUGOCA」をお申込みのお客さま先着2,000名様にもれなくオールインワン JQ SUGOCAのキャラクターである「ワンク」の貯金箱をプレゼントいたします。また、キャンペーン中にお申し込みいただいたお客さまで、平成27年6月30日を基準日として普通預金残高(合計)が50,000円以上、またはカードローン残高が50,000円以上あるお客さまの中から抽選で20名様にVJAギフトカード3,000円分をプレゼントいたします。

さらに、ながさきオールインワン JQ SUGOCAのお申し込みの際の応募を条件に、カードの発行日から3ヶ月以内に30,000円以上のクレジット利用で、もれなくJQポイントを3,000ポイント(3,000円分)贈呈いたします。

●「インターネットde金利割引キャンペーン」実施中



平成26年12月1日～平成27年3月31日お借入分まで、「インターネットde金利割引キャンペーン」を実施しております。

キャンペーン期間中に対象のフリーローン、目的ローンをインターネットの「すべて入力申込」で仮審査を行い、お借り入れいただいたお客さまにつきましては、店頭表示金利(基準・割引金利)から0.2%金利を割引いたします。なお、同時に、新規にカードローンをご契約いただいたお客さまにはさらに0.05%金利を割引いたします。

また、対象のカードローンをインターネットの「すべて入力申込」で仮審査を行い、お借り入れいただいたお客さまにつきましては、店頭表示金利(基準金利)から2.0%金利を割引いたします。(平成27年5月14日までのお借り入れ分が割引対象となります)

●「ながさきエコ定期預金」取扱開始

当行では、中期経営計画に掲げる地域との共存共栄の取り組みの一環として、平成27年2月2日～平成27年5月29日まで、「ながさきエコ定期預金」の取り扱いをいたします。

〈商品概要〉

取扱期間中に店頭にて新たに1年もの定期預金を20万円以上(一口：1,000万円未満)お預け入れの個人のお客さまへ、店頭表示金利に0.2%金利を上乗せいたします。

また、平成27年6月30日現在の皆さまからお預かりした本定期預金残高の0.01%相当額(上限100万円)を(社)長崎県緑化推進協会(緑の募金)を通じて寄付し、長崎県内の森林整備に活用していただく予定です。(寄付に伴うお客さまのご負担はございません)



●年金のお受け取りは長崎銀行へ



当行では57歳以上の個人のお客さまで将来当行での年金のお受け取りをご予約いただけるお客さま、また、当行で年金をお受け取りのお客さまを対象として、当行・セブン銀行ATMの手数料が無料になるサービス(*1)や、お得な定期預金の取扱い等、さまざまな商品サービスをご提供いたしております。

さらに、年金をお受け取りのご友人・お知り合いの方をご紹介いただいた方には、粗品をご用意しております。

なお、定期的に社会保険労務士による「年金相談会」(*2)を開催いたしておりますので、年金に対する疑問・不安等をお持ちの方はぜひご参加ください。

(*1) 別途「ながさきポイントサービス」へのお申し込みが必要となります。

(*2) 事前にご予約が必要です。

組織

■役員一覧 (平成26年12月31日現在)

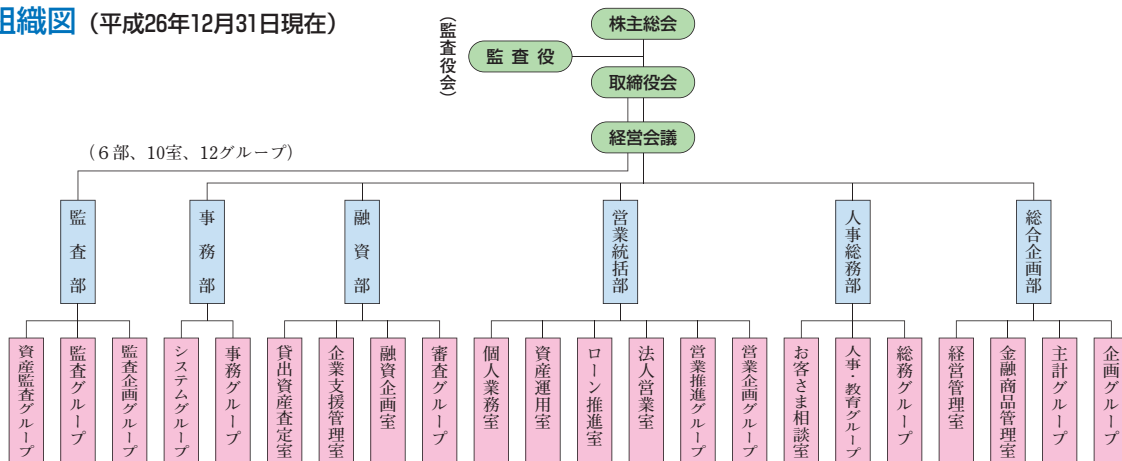
取締役・監査役

取締役頭取	山本 一雄		監査役	能津 浩治
常務取締役	松山 豊	融資部長委嘱	監査役(非常勤)	川上 知昭
取締役	松本 哲寿	監査部長兼人事総務部長委嘱	監査役(非常勤)	白須 浩司

執行役員

執行役員	中尾 恒浩	本店営業部長委嘱	執行役員	山口 好幸	千歳支店長委嘱
執行役員	重富 康行	営業統括部長委嘱			

■組織図 (平成26年12月31日現在)



ネットワーク

■店舗一覧

■…投資信託取扱店
 ■…外貨両替取扱店
 ■…住宅金融支援機構業務取扱店

(平成26年12月31日現在)

	店舗名	ATM平日稼働時間		ATM 休日稼働 店舗	音声 ATM	取扱	住 所	電話番号
		開始	終了					
長崎県	本店営業部	8:00	21:00	●	●	扱外住	〒850-8666 長崎市栄町3番14号	☎095-825-4161
	千歳支店	8:00	21:00	●	●	扱住	〒852-8135 長崎市千歳町3番8号サンパーク住吉ビル内	☎095-849-1130
	浦上支店	8:00	19:00	●	●	扱住	〒852-8118 長崎市松山町4番32号	☎095-844-0104
	新大工町支店	8:45	19:00	●	●	扱住	〒850-0017 長崎市新大工町4番14号	☎095-826-6361
	思案橋支店	8:45	18:00		●	扱住	〒850-0832 長崎市油屋町4番7号	☎095-826-7146
	滑石支店	8:00	19:00	●	●	扱住	〒852-8062 長崎市大園町5番6号	☎095-856-2161
	江川支店	8:45	18:00		●	扱住	〒850-0992 長崎市江川町195番地	☎095-878-5115
	城山支店	8:45	18:00		●	扱住	〒852-8034 長崎市城栄町32番3号	☎095-847-1020
	戸石支店	8:00	19:00	●	●	扱住	〒851-0113 長崎市戸石町1739番地6	☎095-830-1121
	長与支店	8:00	20:00	●	●	扱住	〒851-2128 西彼杵郡長与町嬉里郷字六反田701番地	☎095-883-6221
	時津支店	8:45	20:00	●	●	扱住	〒851-2105 西彼杵郡時津町浦郷272番地3	☎095-840-2230
	諫早支店	8:45	21:00	●	●	扱住	〒854-0024 諫早市上町3番13号	☎0957-22-3347
	大村支店	8:45	19:00	●	●	扱住	〒856-0831 大村市東本町2番地4	☎0957-52-3181
	西大村支店	8:45	18:00		●	扱住	〒856-0813 大村市西大村本町324番地7	☎0957-53-6210
	島原支店	8:45	19:00	●	●	扱住	〒855-0802 島原市弁天町1丁目7080番地	☎0957-62-4121
	有明支店	8:45	19:00	●	●	扱住	〒859-1401 島原市有明町湯江甲263番地1	☎0957-68-1131
	口之津支店	8:45	19:00	●	●	扱住	〒859-2502 南島原市口之津町甲2175番地1	☎0957-86-4151
	佐世保支店	8:45	19:00	●	●	扱住	〒857-0052 佐世保市松浦町4番22号	☎0956-22-6171
大瀬戸支店	8:45	18:00	●	●	扱住	〒857-2302 西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2278番地26	☎0959-22-0073	
佐賀県	佐賀支店	8:45	18:00		●	扱住	〒840-0831 佐賀市松原3丁目1番31号	☎0952-24-2281
	有田支店	8:45	18:00		●	扱住	〒844-0018 西松浦郡有田町本町丙930番地4	☎0955-42-4104
熊本県	熊本支店	8:45	18:00		●	扱外住	〒860-0807 熊本市中央区下通1丁目8番20号	☎096-352-7155
	八代支店	8:45	18:00		●	扱住	〒866-0856 八代市通町1番12号	☎0965-32-3161

- (注) ・ATM休日(土・日・祝)稼働時間 9:00~17:00
 ・ATM休日稼働時間延長店……本店営業部(19:00終了)、佐世保支店(18:00終了)
 ・音声ATM……視覚障がい者対応ATM(音声案内機能付ATM)

■店舗外ATMコーナー

(平成26年12月31日現在)

●ATM

設置場所	平日稼働時間		休日稼働時間		音声ATM
	開始	終了	開始	終了	
三原台病院	9:00	18:00	9:00	17:00	●
ゆめタウン夢彩都	10:00	20:00	10:00	19:00	●
住吉	8:45	18:00	9:00	17:00	
道の尾	8:45	19:00	9:00	17:00	
みらい長崎ココウォーク	8:00	21:00	8:00	19:00	●
浜町	9:00	19:30	9:00	17:00	●
アミュプラザ長崎	8:00	21:00	9:00	19:00	●
滑石ショッピングセンター	8:45	19:00	9:00	17:00	●
ジョイフルサンショッピングプラザ江川店	9:00	20:30	9:00	19:00	●
イオン時津ショッピングセンター	8:00	21:00	8:00	19:00	●
イオン東長崎ショッピングセンター	8:00	20:00	8:00	19:00	●
福田	8:45	18:00	9:00	17:00	
イオン大村ショッピングセンター	8:00	21:00	8:00	19:00	●
まるたか富の原店	8:45	21:00	8:45	19:00	●

■ATM設置台数

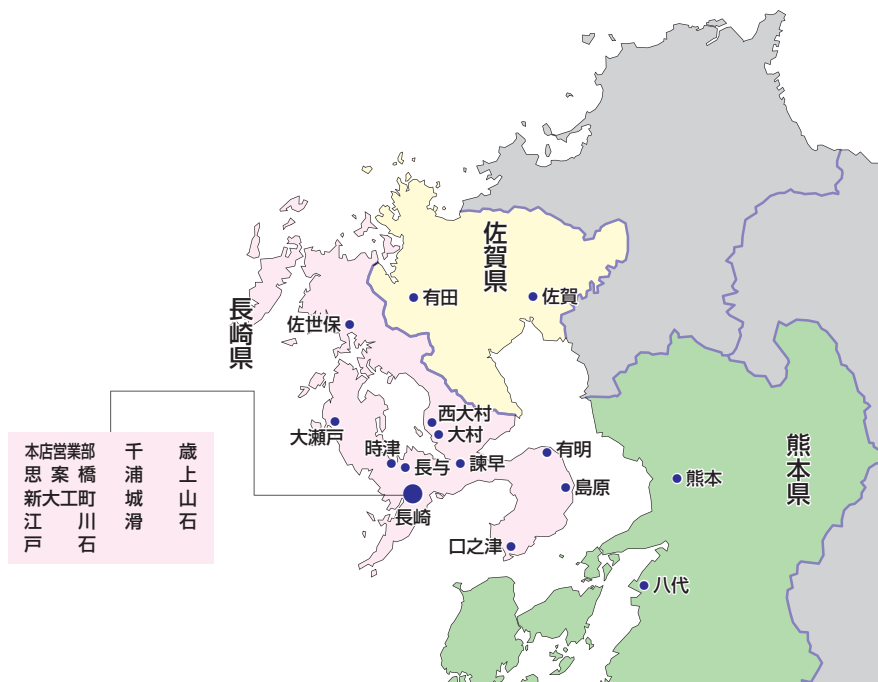
(平成26年12月31日現在)

	現金自動預入支払機 (ATM)
店舗内設置台数	29
店舗外設置台数	14
計	43

■住宅ローン等の相談・申込み専用窓口

ながさきローンプラザ	☎0120-64-7171 ☎095-829-4371	長崎市栄町1番15号 (長崎銀行別館1F)
------------	--------------------------------	--------------------------

■店舗配置図



資 料 編

(目次)

1 株式等の状況	15
2 当行グループの概況	15
3 事業の概況	16
4 主要な経営指標等の推移	17
5 中間財務諸表	
中間貸借対照表	18
中間損益計算書	18
中間株主資本等変動計算書	19
中間キャッシュ・フロー計算書	20
注記事項：重要な会計方針	21
：会計方針の変更	22
：追加情報	22
：中間貸借対照表関係	23
：中間損益計算書関係	24
：中間株主資本等変動計算書関係	24
：中間キャッシュ・フロー計算書関係	24
：リース取引関係	25
：金融商品関係	26
：有価証券関係	27
：金銭の信託関係	27
：その他有価証券評価差額金	27
：デリバティブ取引関係	27
：ストック・オプション等関係	27
：セグメント情報等	28
：1株当たり情報	29
：重要な後発事象	29
6 預金	30
7 貸出金等	30
8 有価証券	32
9 不良債権・償却・引当など	33
10 自己資本の充実の状況	34
11 損益・利回り・利鞘など	46

1 株式等の状況

●株式の総数 (単位：株)

種類	発行可能株式総数
普通株式	541,944,000
A種優先株式	5,000,000
計	541,944,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

●発行済株式 (単位：株)

種類	平成26年9月末	平成26年12月末
普通株式	130,486,000	130,283,904
A種優先株式	5,000,000	5,000,000
計	135,486,000	135,283,940

●大株主

①普通株式

(平成26年9月30日現在、上位10社)

氏名又は名称	所有株式数	発行株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社 西日本シティ銀行	110,243 千株	84.48%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	2,524	1.93
長崎銀行 行員持株会	445	0.34
株式会社 福岡銀行	436	0.33
西日本ユウコー商事 株式会社	372	0.28
株式会社 宮崎太陽銀行	268	0.20
株式会社 南日本銀行	250	0.19
株式会社 西京銀行	220	0.16
株式会社 ジョイフルサン	170	0.13
株式会社 福岡中央銀行	165	0.12
計	115,095	88.20

(注) 上記のほか当行所有自己株式199千株 (0.15%) があります。

②A種優先株式

(平成26年9月30日現在)

氏名又は名称	所有株式数	発行株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社 西日本シティ銀行	5,000千株	100.00%
計	5,000	100.00

2 当行グループの概況

●事業の内容

当行は、株式会社西日本シティ銀行を親会社として、銀行業務を行っております。

[銀行業]

当行の本店ほか支店22か店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、商品有価証券売買業務及び附帯業務として代理業務を行っております。

●親会社の状況

(平成26年9月30日現在)

会社名	所在地	主要業務	設立年月日	資本金	議決権の 被所有割合	当行との 関係
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	銀行業	昭和19年12月1日	百万円 85,745	% 84.81	親会社

3 事業の概況

当中間期におけるわが国の経済は、アジア新興国の景気低迷等による輸出の伸び悩みや、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動、また夏場の天候不順の影響で生産が弱含み、需要が力強さを欠くなど、一部に弱さが残っております。このような中、国内の景気は、企業収益体質の改善による設備投資の持ち直し傾向や、公共投資の底堅い推移もあり、雇用・所得環境の改善が続き、加えて各種経済政策の効果もあり、緩やかな回復基調で推移しております。

一方、当行の主要な経営基盤である長崎県経済は、観光関連需要が、天候不順の影響があったものの、堅調に推移しております。また、生産面では、機械・重電機器の生産水準が減少傾向となる中、電子部品等が高めの生産水準を維持しており、造船では、高水準の受注残を背景に、高めの操業度を維持するなど、底堅く推移しております。需要面では、公共工事が高水準での横ばい圏内で推移し、設備投資が増加傾向となっております。個人消費は、消費税率引上げの影響が見られるも、底堅い動きとなっており、労働需給も緩やかな改善を続けるなど、県内の景気は基調的には緩やかな回復を続けております。

このような金融経済情勢のもと、引続き個人・法人のリテール分野を中心とした営業推進に取り組む一方で、経営全般の合理化・効率化に努めてまいりました。

この結果、平成26年9月期の業績は以下のとおりとなりました。

預金・譲渡性預金

預金・譲渡性預金につきましては、前事業年度末比45億77百万円増加し、2,530億39百万円となりました。また、個人預金残高は、23億47百万円増加し、1,942億16百万円となりました。

貸出金

貸出金につきましては、前事業年度末比18億24百万円増加し、2,288億1百万円となりました。また、個人ローン残高は、14億63百万円増加し、1,511億68百万円となりました。

損益

損益の状況につきましては、経常収益は貸倒引当金戻入益及び貸出金利息の増加を主因に前年同期比2億23百万円増加し、28億97百万円となりました。一方、経常費用は住宅ローン証券化債権の買戻し処理に伴う雑損の増加を主因に前年同期比1億60百万円増加し、26億26百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比63百万円増加し、2億71百万円、中間純利益は所有不動産の減損処理を実施した影響等により前年同期比46百万円減少し、1億65百万円となりました。

4 主要な経営指標等の推移

決算年月	平成24年中間期	平成25年中間期	平成26年中間期	平成24年度	平成25年度
経常収益	2,762 ^{百万円}	2,673	2,897	5,411	5,341
経常利益	33 ^{百万円}	207	271	180	442
中間純利益	24 ^{百万円}	212	165	—	—
当期純利益	— ^{百万円}	—	—	74	415
持分法を適用した場合の投資利益	— ^{百万円}	—	—	—	—
資本金	4,121 ^{百万円}	4,121	4,121	4,121	4,121
発行済株式総数	普通株式 130,486 ^{千株}	普通株式 130,486	普通株式 130,486	普通株式 130,486	普通株式 130,486
	A種優先株式 5,000 ^{千株}	A種優先株式 5,000	A種優先株式 5,000	A種優先株式 5,000	A種優先株式 5,000
純資産額	8,374 ^{百万円}	8,412	8,600	8,425	8,615
総資産額	262,832 ^{百万円}	263,359	267,547	257,688	262,911
預金残高	226,270 ^{百万円}	222,762	229,378	222,770	226,201
貸出金残高	218,633 ^{百万円}	227,803	228,801	226,088	226,977
有価証券残高	— ^{百万円}	—	—	—	—
1株当たり純資産額	25.90 ^円	26.19	27.63	24.56	27.56
1株当たり中間純利益金額	0.18 ^円	1.63	1.27	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	— ^円	—	—	△ 1.15	2.99
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	— ^円	—	0.34	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	— ^円	—	—	—	1.59
1株当たり配当額	普通株式 — ^円	普通株式 —	普通株式 —	普通株式 —	普通株式 —
	A種優先株式 —	A種優先株式 —	A種優先株式 —	A種優先株式 45.00	A種優先株式 5.00
自己資本比率	3.18 [%]	3.19	3.21	3.26	3.27
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,729 ^{百万円}	4,027	3,016	△ 7,174	4,218
投資活動によるキャッシュ・フロー	48 ^{百万円}	21	△ 200	180	△ 33
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 725 ^{百万円}	△ 225	△ 25	△ 725	△ 225
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	9,932 ^{百万円}	11,443	14,369	7,619	11,579
従業員数	334 ^人	293	279	301	276
[外、平均臨時従業員数]	[90]	[88]	[84]	[88]	[87]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「5 中間財務諸表」中、「●注記事項：1株当たり情報」に記載しております。

3. 当行は関連会社がないため「持分法を適用した場合の投資利益」の記載はしていません。

4. 平成24年中間期及び平成25年中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

また、平成24年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

5. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

5 中間財務諸表

平成25年9月期及び平成26年9月期の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

●中間貸借対照表

(単位：百万円)

	平成25年 9月末	平成26年 9月末
(資産の部)		
現金預け金(注記7)	30,901	33,665
商品有価証券	1	—
貸出金(注記2～6,8)	227,803	228,801
その他資産	1,425	798
その他の資産(注記7)	1,425	798
有形固定資産(注記9,10)	4,421	4,916
無形固定資産	85	86
繰延税金資産	304	284
支払承諾見返	81	59
貸倒引当金	△1,664	△1,064
資産の部合計	263,359	267,547
(負債の部)		
預金	222,762	229,378
譲渡性預金	26,125	23,660
借入金(注記11)	3,500	3,500
その他負債	1,028	833
未払法人税等	15	14
リース債務	30	18
資産除去債務	14	13
その他の負債	968	787
退職給付引当金	588	704
役員退職慰労引当金	22	23
睡眠預金払戻損失引当金	31	33
偶発損失引当金	57	51
再評価に係る繰延税金負債(注記9)	747	702
支払承諾	81	59
負債の部合計	254,947	258,947
(純資産の部)		
資本金	4,121	4,121
資本剰余金	2,500	2,500
その他資本剰余金	2,500	2,500
利益剰余金	532	802
利益準備金	180	185
その他利益剰余金	352	617
繰越利益剰余金	352	617
自己株式	△35	△35
株主資本合計	7,118	7,388
土地再評価差額金(注記9)	1,294	1,211
評価・換算差額等合計	1,294	1,211
純資産の部合計	8,412	8,600
負債及び純資産の部合計	263,359	267,547

(注) 平成26年9月末の注記事項には番号を付し、内容を23頁に記載しております。

●中間損益計算書

(単位：百万円)

	平成25年 9月期	平成26年 9月期
経常収益	2,673	2,897
資金運用収益	2,200	2,264
うち貸出金利息	2,075	2,136
うち有価証券利息配当金	0	—
役員取引等収益	320	341
その他経常収益(注記1)	152	290
経常費用	2,465	2,626
資金調達費用	218	202
うち預金利息	167	152
役員取引等費用	443	492
その他業務費用	0	—
営業経費(注記2)	1,758	1,726
その他経常費用(注記3)	45	205
うち貸出金償却	—	47
経常利益	207	271
特別利益	17	0
固定資産処分益	17	0
特別損失	7	145
固定資産処分損	1	4
減損損失(注記4)	—	140
その他の特別損失	5	—
税引前中間純利益	217	126
法人税、住民税及び事業税	5	5
法人税等調整額	△0	△44
法人税等合計	5	△39
中間純利益	212	165

(注) 平成26年9月期の注記事項には番号を付し、内容を24頁に記載しております。

●中間株主資本等変動計算書

平成25年9月期

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	4,121	2,500	2,500	135	410	545
当期中間期変動額						
利益準備金の積立				45	△45	—
剰余金の配当					△225	△225
中間純利益					212	212
自己株式の取得						
当中間期変動額合計	—	—	—	45	△57	△12
当中間期末残高	4,121	2,500	2,500	180	352	532

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△35	7,131	1,294	1,294	8,425
当中間期変動額					
利益準備金の積立					
剰余金の配当		△225			△225
中間純利益		212			212
自己株式の取得	△0	△0			△0
当中間期変動額合計	△0	△12	—	—	△12
当中間期末残高	△35	7,118	1,294	1,294	8,412

平成26年9月期

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	4,121	2,500	2,500	180	555	735
会計方針の変更による累積的影響額					△156	△156
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,121	2,500	2,500	180	399	579
当期中間期変動額						
利益準備金の積立				5	△5	—
剰余金の配当					△25	△25
中間純利益					165	165
自己株式の取得						
土地再評価差額金の取崩					82	82
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	—	—	—	5	218	223
当中間期末残高	4,121	2,500	2,500	185	617	802

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△35	7,321	1,294	1,294	8,615
会計方針の変更による累積的影響額		△156			△156
会計方針の変更を反映した当期首残高	△35	7,165	1,294	1,294	8,459
当中間期変動額					
利益準備金の積立					
剰余金の配当		△25			△25
中間純利益		165			165
自己株式の取得	△0	△0			△0
土地再評価差額金の取崩		82			82
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			△82	△82	△82
当中間期変動額合計	△0	223	△82	△82	140
当中間期末残高	△35	7,388	1,211	1,211	8,600

●中間キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成25年 9月期	平成26年 9月期
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	217	126
減価償却費	74	60
減損損失	—	140
貸倒引当金の増減(△)	△119	△341
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△16	△26
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△17	△4
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	4	1
偶発損失引当金の増減(△)	6	△0
資金運用収益	△2,200	△2,264
資金調達費用	218	202
固定資産処分損益(△は益)	△15	3
貸出金の純増(△)減	△1,714	△1,824
預金の純増減(△)	△8	3,177
譲渡性預金の純増減(△)	5,989	1,400
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△63	176
資金運用による収入	2,121	2,190
資金調達による支出	△510	△278
その他	71	286
小計	4,038	3,027
法人税等の支払額	△10	△10
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,027	3,016
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△199	△99
有価証券の売却による収入	199	99
有形固定資産の取得による支出	△25	△749
有形固定資産の売却による収入	55	51
無形固定資産の取得による支出	△7	△2
敷金の回収による収入	—	500
投資活動によるキャッシュ・フロー	21	△200
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△225	△25
自己株式の取得による支出	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△225	△25
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	3,824	2,790
現金及び現金同等物の期首残高	7,619	11,579
現金及び現金同等物の中間期末残高	11,443	14,369

●注記事項：重要な会計方針（平成26年9月期）

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。				
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="496 331 783 385"> <tr> <td>建物</td> <td>10年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3年～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。</p>	建物	10年～50年	その他	3年～20年
建物	10年～50年				
その他	3年～20年				
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上することとしておりますが、当中間会計期間は該当ありません。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,929百万円であります。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間までの期間に帰属させる方法については給付算定基準によっております。なお、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法は次のとおりであります。 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理 会計基準変更時差異（1,050百万円）：15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p> <p>(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して、将来発生する可能性のある負担金支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p>				
4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。				
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しております。				

●注記事項：会計方針の変更（平成26年9月期）

〔退職給付に関する会計基準〕等の適用

〔退職給付に関する会計基準〕（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の退職給付引当金が156百万円増加し、利益剰余金が同額減少しております。また、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ6百万円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

●注記事項：追加情報（平成26年9月期）

（当行と株式会社西日本シティ銀行の株式交換）

株式会社西日本シティ銀行（以下、西日本シティ銀行）の連結子会社である当行及び西日本シティ銀行は、平成26年9月25日開催の両行取締役会において、西日本シティ銀行を完全親会社、当行を完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。株式交換契約の概要は以下のとおりです。

ア. 株式交換契約の目的

平成26年4月にスタートした西日本シティ銀行中期経営計画に掲げるグループ総合金融力のさらなる充実に向け、西日本シティ銀行グループの経営の迅速化・効率化、西日本シティ銀行グループ各社と当行との連携強化等を通じた当行の経営基盤の一層の強化を図ることを目的としています。

イ. 株式交換の効力発生日

平成26年12月18日

ウ. 株式交換の方法

西日本シティ銀行を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換となります。当行の普通株式1株に対して、西日本シティ銀行の普通株式0.067株を割り当て交付します。本株式交換は、西日本シティ銀行については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会による承認を受けず、当行については、平成26年11月26日に開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会にて承認を得たうえで行う予定です。

エ. 株式交換比率

	西日本シティ銀行 (株式交換完全親会社)	当行 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.067

オ. 株式交換比率の算定根拠

本株式交換の株式交換比率の決定にあたって公正性・妥当性を期すため、西日本シティ銀行は野村證券株式会社を、当行は株式会社パテント・ファイナンス・コンサルティングを、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定しました。野村證券株式会社は、西日本シティ銀行の普通株式については市場株価平均法による算定、当行の普通株式については類似会社比較法及び割引配当モデル法（DDM法）による算定を行いました。株式会社パテント・ファイナンス・コンサルティングは、西日本シティ銀行の普通株式については市場株価平均法による算定、当行の普通株式については類似会社比較法及び割引配当モデル法（DDM法）による算定を行いました。西日本シティ銀行及び当行は、これらの算定結果を参考に株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、決定・合意しました。

カ. 株式交換完全子会社となる会社の概要（平成26年9月30日現在）

商号 株式会社長崎銀行
代表者 取締役頭取 山本 一雄
資本金 4,121百万円
本店所在地 長崎県長崎市栄町3番14号
事業内容 銀行業

キ. 株式交換完全親会社となる会社の概要（平成26年9月30日現在）

商号 株式会社西日本シティ銀行
代表者 取締役頭取 谷川 浩道
資本金 85,745百万円
本店所在地 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号
事業内容 銀行業

●注記事項：中間貸借対照表関係（平成26年9月末）

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、担保に差し入れている有価証券は4,627百万円であります。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は7百万円、延滞債権額は5,935百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は53百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,996百万円であります。
なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,281百万円であります。
7. 為替決済等の取引や公共料金収納取扱等の担保として定期預け金2百万円及び有価証券4,627百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金等が含まれており、その金額は122百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,006百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものが43,389百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 2,856百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,500百万円が含まれております。

●注記事項：中間損益計算書関係（平成26年9月期）

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益217百万円及び償却債権取立益45百万円を含んでおります。
2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。
有形固定資産 46百万円
無形固定資産 13百万円
3. 「その他経常費用」には、住宅ローン証券化債権の買戻し処理費用143百万円、貸出金償却47百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額11百万円を含んでおります。
4. 減損損失
当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。
減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額
(イ) 長崎県内
主な用途 遊休資産1カ所
種類 土地、建物
減損損失額 57百万円
(ロ) 長崎県外
主な用途 遊休資産2カ所
種類 土地、建物
減損損失額 83百万円
上記の資産は、当該物件の売却検討の機関決定により、営業用資産から遊休資産へ変更したことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（140百万円）として特別損失に計上しております。
(資産グループの概要及びグルーピングの方法)
(イ) 資産グループの概要
①営業店舗
営業の用に供する資産
②遊休資産
店舗・社宅跡地等
(ロ) グルーピングの方法
①営業店舗
各営業店単位でグルーピング
②遊休資産
各々が独立した資産としてグルーピング
(回収可能価額)
当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は主として「不動産鑑定評価基準（国土交通省）」に基づく評価額等より処分費用見込額を控除して算定しております。

●注記事項：中間株主資本等変動計算書関係（平成26年9月期）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	130,486	—	—	130,486	
A種優先株式	5,000	—	—	5,000	
合 計	135,486	—	—	135,486	
自己株式					
普通株式	199	0	—	199	(注)
合 計	199	0	—	199	

(注) 自己株式の普通株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものです。

2. 配当に関する事項

- (1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	25	5.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日

- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

●注記事項：中間キャッシュ・フロー計算書関係（平成26年9月期）

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	33,665百万円
日銀預け金以外の預け金	△ 19,295百万円
現金及び現金同等物	14,369百万円

●注記事項：リース取引関係（平成26年9月期）

ファイナンス・リース取引

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主としてATM、紙幣入金整理機であります。

(イ)無形固定資産

該当事項はありません。

(2)リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。

●注記事項：金融商品関係（平成26年9月期）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金預け金	33,665	34,829	1,164
(2)貸出金 貸倒引当金 (*)	228,801 △ 1,016		
	227,784	229,436	1,651
資産計	261,450	264,266	2,816
(1)預金	229,378	229,681	303
(2)譲渡性預金	23,660	23,660	—
(3)借入金	3,500	3,500	—
負債計	256,539	256,842	303

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、当初契約期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表上の債権計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1)預金及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、当初契約期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)借入金

借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

●注記事項：有価証券関係（2期分）

平成25年9月期
該当事項はありません。

平成26年9月期
該当事項はありません。

●注記事項：金銭の信託関係（2期分）

平成25年9月末
該当事項はありません。

平成26年9月末
該当事項はありません。

●注記事項：その他有価証券評価差額金（2期分）

平成25年9月末
該当事項はありません。

平成26年9月末
該当事項はありません。

●注記事項：デリバティブ取引関係（2期分）

平成25年9月末
該当事項はありません。

平成26年9月末
該当事項はありません。

●注記事項：ストック・オプション等関係（2期分）

平成25年9月期
該当事項はありません。

平成26年9月期
該当事項はありません。

●注記事項：セグメント情報等（2期分）

1. セグメント情報

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、平成25年9月期及び平成26年9月期におけるセグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

平成25年9月期

(単位：百万円)

	貸出業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	2,212	461	2,673

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

平成26年9月期

(単位：百万円)

	貸出業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	2,426	470	2,897

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(2) 地域ごとの情報

①経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、平成25年9月期及び平成26年9月期における記載を省略しております。

②有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、平成25年9月期及び平成26年9月期における記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、平成25年9月期及び平成26年9月期における記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

平成25年9月期

該当事項はありません。

平成26年9月期

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

平成25年9月期及び平成26年9月期において、該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

平成25年9月期及び平成26年9月期において、該当事項はありません。

●注記事項：1株当たり情報（平成26年9月期）

1. 1株当たり純資産額

	平成26年9月末
1株当たり純資産額	27円63銭

(注) 算定上の基礎

1株当たり純資産額

	平成26年9月末
純資産の部の合計額	8,600百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	5,000百万円
うちA種優先株式の発行価額	5,000百万円
普通株式に係る中間期末の純資産額	3,600百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数	130,286千株

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり
中間純利益金額及び算定上の基礎

	平成26年9月期
(1) 1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	1.27円
中間純利益	165百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
うち定時株主総会決議による優先配当額	－百万円
普通株式に係る中間純利益	165百万円
普通株式の期中平均株式数	130,286千株
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	0.34円
普通株式増加数	351,123千株
うちA種優先株式	351,123千株
希薄効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当中間会計期間より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当中間会計期間の期首の1株当たり純資産額が、1円20銭減少し、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額はそれぞれ0円5銭及び0円1銭増加しております。

●注記事項：重要な後発事象（2期分）

平成25年9月期

該当事項はありません。

平成26年9月期

該当事項はありません。

6 預金

●預金・譲渡性預金の科目別残高

(単位：百万円)

種 類		平成25年9月末	平成26年9月末
預 金	流 動 性 預 金	65,473	67,289
	定 期 性 預 金	155,579	160,423
	そ の 他	1,709	1,666
	合 計	222,762	229,378
讓 渡 性 預 金		26,125	23,660
總 合 計		248,888	253,039

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 3. 国内業務部門のみ取り扱っております。

●預金・譲渡性預金の科目別平均残高

(単位：百万円)

種 類		平成25年9月期	平成26年9月期
預 金	流 動 性 預 金	63,961	66,114
	定 期 性 預 金	155,330	160,345
	そ の 他	581	580
	合 計	219,873	227,040
讓 渡 性 預 金		22,317	23,261
總 合 計		242,191	250,302

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 3. 国内業務部門のみ取り扱っております。

●定期預金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	平成25年9月末			平成26年9月末		
	定 期 預 金	うち固定金利 定期預金	うち変動金利 定期預金	定 期 預 金	うち固定金利 定期預金	うち変動金利 定期預金
3 ヶ 月 未 満	36,688	36,688	0	38,511	38,511	0
3 ヶ 月 以 上 6 ヶ 月 未 満	25,958	25,958	—	28,386	28,386	—
6 ヶ 月 以 上 1 年 未 満	56,150	56,150	—	55,283	55,283	—
1 年 以 上 2 年 未 満	11,081	11,081	—	7,286	7,286	0
2 年 以 上 3 年 未 満	7,377	7,377	—	5,071	5,071	—
3 年 以 上	16,656	16,656	—	24,001	24,001	—
合 計	153,912	153,912	0	158,541	158,541	0

- (注) 本表の預金残高には、積立定期預金を含んでおりません。

7 貸出金等

●貸出金の科目別残高

(単位：百万円)

種 類		平成25年9月末	平成26年9月末
割 引 手 形		1,200	1,281
手 形 貸 付		3,647	3,926
証 書 貸 付		210,825	210,569
当 座 貸 越		12,129	13,023
計		227,803	228,801

- (注) 国内業務部門のみ取り扱っております。

●貸出金の科目別平均残高

(単位：百万円)

種 類		平成25年9月期	平成26年9月期
割 引 手 形		1,202	1,322
手 形 貸 付		3,644	3,821
証 書 貸 付		209,906	210,713
当 座 貸 越		9,657	10,559
計		224,410	226,417

- (注) 国内業務部門のみ取り扱っております。

●貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	平成25年9月末			平成26年9月末		
	貸 出 金	うち変動金利	うち固定金利	貸 出 金	うち変動金利	うち固定金利
1 年 以 下	38,937			35,756		
1 年 超 3 年 以 下	33,082	12,969	20,112	35,334	16,119	19,214
3 年 超 5 年 以 下	28,221	13,841	14,379	25,858	11,946	13,911
5 年 超 7 年 以 下	22,892	8,783	14,109	25,694	9,517	16,177
7 年 超	100,577	47,953	52,623	101,928	51,644	50,284
期 間 の 定 め の な い も の	4,091	804	3,287	4,229	771	3,457
合 計	227,803			228,801		

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

●預貸率

(単位：%)

	平成25年9月期			平成26年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
期 末	91.52	—	91.52	90.42	—	90.42
期 中 平 均	92.65	—	92.65	90.45	—	90.45

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

●中小企業等に対する貸出金

(単位：百万円・%)

	平成25年9月末	構成比	平成26年9月末	構成比
中 小 企 業 等	193,621	85.0	197,541	86.3
そ の 他	34,181	15.0	31,260	13.7
総 貸 出 金 残 高	227,803	100.0	228,801	100.0

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の企業等であります。

●個人ローン

(単位：百万円)

	平成25年9月末	平成26年9月末
消 費 者 ロ ー ン	10,142	12,286
住 宅 ロ ー ン	137,063	138,882
計	147,205	151,168

●貸出金の使途別残高

(単位：百万円・%)

	平成25年9月末	構成比	平成26年9月末	構成比
運 転 資 金	64,922	28.5	63,745	27.9
設 備 資 金	162,880	71.5	165,056	72.1
計	227,803	100.0	228,801	100.0

●貸出金の業種別残高

(単位：百万円・%)

	平成25年9月末	構成比	平成26年9月末	構成比
製 造 業	5,268	2.31	4,158	1.82
農 業 , 林 業	863	0.38	812	0.35
漁 業	562	0.25	1,064	0.46
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100	0.04	25	0.01
建 設 業	4,433	1.95	4,765	2.08
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	2,000	0.88	2,567	1.12
情 報 通 信 業	727	0.32	817	0.36
運 輸 業 , 郵 便 業	1,550	0.68	1,548	0.68
卸 売 業 , 小 売 業	7,300	3.20	7,306	3.19
金 融 業 , 保 険 業	2,115	0.93	2,210	0.97
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	47,122	20.68	42,409	18.54
そ の 他 各 種 サ ー ビ ス 業	10,290	4.52	11,048	4.83
地 方 公 共 団 体	26,559	11.66	24,288	10.62
そ の 他	118,910	52.20	125,777	54.97
計	227,803	100.00	228,801	100.00

●貸出金・支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成25年9月末		平成26年9月末	
	貸 出 金	支払承諾見返	貸 出 金	支払承諾見返
有 価 証 券	29	—	23	—
債 権	891	—	785	—
商 品	—	—	—	—
不 動 産	40,148	3	37,388	21
そ の 他	—	—	—	—
小 計	41,069	3	38,196	21
保 証	126,344	25	132,828	1
信 用	60,389	52	57,775	36
計	227,803	81	228,801	59

8 有価証券

●商品有価証券・有価証券の種類別残高

(単位：百万円)

種 類	平成25年9月末			平成26年9月末		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
商 品 国 債	1	—	1	—	—	—
商品有価証券合計	1	—	1	—	—	—
国 債	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
うち外国債券	—	—	—	—	—	—
うちその他	—	—	—	—	—	—
有価証券合計	—	—	—	—	—	—

●商品有価証券・有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成25年9月期			平成26年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
商 品 国 債	5	—	5	—	—	—
商品有価証券合計	5	—	5	—	—	—
国 債	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
うち外国債券	—	—	—	—	—	—
うちその他	—	—	—	—	—	—
有価証券合計	—	—	—	—	—	—

●有価証券の残存期間別残高

平成25年9月末及び平成26年9月末において、該当事項はありません。

●預証率

平成25年9月期及び平成26年9月期において、該当事項はありません。

9 不良債権・償却・引当など

●リスク管理債権

(単位：百万円)

	平成25年9月末	平成26年9月末
破綻先債権	8	7
延滞債権	7,599	5,935
3ヵ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	56	53
リスク管理債権	7,664	5,996

リスク管理債権

対象先には再建が可能な先も多く含まれており、また金額についても、担保処分等による回収可能額や貸倒引当金計上額を控除する前の金額であるため、将来の回収不能額をそのまま表すものではありません。

●金融再生法開示債権

(単位：百万円)

	平成25年9月末	平成26年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	807	1,048
危険債権	6,825	4,909
要管理債権	56	53
金融再生法開示債権計	7,690	6,011
正常債権	220,363	223,027
総与信	228,053	229,039
金融再生法開示債権比率	3.37%	2.62%

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

要管理債権

3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。

●引当金の内訳・期中増減

[平成25年9月期]

(単位：百万円)

	平成25年3月末	期中増加	期中減少		平成25年9月末
			[目的使用]	[その他]	
一般貸倒引当金	466	350	—	466	350
個別貸倒引当金	1,318	1,313	24	1,294	1,313
計	1,784	1,664	24	1,760	1,664

[平成26年9月期]

(単位：百万円)

	平成26年3月末	期中増加	期中減少		平成26年9月末
			[目的使用]	[その他]	
一般貸倒引当金	220	116	—	220	116
個別貸倒引当金	1,184	947	124	1,060	947
計	1,405	1,064	124	1,281	1,064

10 自己資本の充実の状況

「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号）」に基づき、自己資本の充実の状況について、以下のとおり開示しております。

I. 自己資本の構成に関する開示事項

II. 定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項
2. 信用リスクに関する事項
3. 信用リスク削減手法に関する事項
4. 証券化エクスポージャーに関する事項
5. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
6. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号、以下「告示」という。）」に定められた算式に基づき算出しております。

当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法を採用し、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

なお、平成26年3月末から新しい自己資本比率規制（バーゼルⅢ）に改正されておりますが、平成25年9月末の計数は、改正前の自己資本比率規制（以下、「旧告示」という。）に基づいて算出した計数を記載しております。

I. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

	平成26年9月末	
		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	7,388	
うち、資本金及び資本剰余金の額	6,621	
うち、利益剰余金の額	617	
うち、自己株式の額 (△)	35	
うち、社外流出予定額 (△)	—	
うち、上記以外に該当するものの額	185	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	167	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	167	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3,500	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	861	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	11,917	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	56
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	56
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通株式等(純資産の額に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	11,917	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	144,301	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,970	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	56	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	1,914	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,264	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	150,565	
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	7.91%	

(単位：百万円)

		平成25年9月末
基本的項目 (Tier I)	資 本 金 (うち非累積的永久優先株)	4,121 (2,500)
	新 株 式 申 込 証 拠 金	—
	資 本 準 備 金	—
	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,500
	利 益 準 備 金	180
	そ の 他 利 益 剰 余 金	352
	そ の 他	—
	自 己 株 式 (△)	35
	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—
	社 外 流 出 予 定 額 (△)	—
	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—
	新 株 予 約 権	—
	営 業 権 相 当 額 (△)	—
	の れ ん 相 当 額 (△)	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	70	
計 A	7,047	
(うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券) [注1]	(—)	
(うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券)	(—)	
(上記優先出資証券の A に対する割合)	—%	
補完的項目 (Tier II)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	918
	一 般 貸 倒 引 当 金	408
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等 (うち永久劣後債務) [注2]	3,500 (—)
	(うち期限付劣後債務及び期限付優先株) [注3]	(3,500)
計	4,827	
うち自己資本への算入額 B	4,827	
控 除 項 目	控 除 項 目 [注4] C	—
自己資本額	A + B - C D	11,875
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	142,537
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	261
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 E	142,799
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 G÷8% F	6,635
	<参考>オペレーショナル・リスク相当額 G	530
計 E + F H	149,434	
単体自己資本比率(国内基準) = D ÷ H × 100		7.94%
<参考>Tier I 比率 = A ÷ H × 100		4.71%

(注) 1. 旧告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 旧告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 旧告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。

ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 旧告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

II. 定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクのリスク・アセットの額及び所要自己資本の額

①資産（オン・バランス）項目

	(単位：百万円)		〈参考〉 リスク・ウェイト (%)
	平成25年9月末		
	信用リスク・アセットの額 A	所要自己資本の額 A×4%	
現金	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	0~100
国際決済銀行等向け	—	—	0
我が国の地方公共団体向け	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	20~100
国際開発銀行向け	—	—	0~100
地方公共団体金融機構向け	—	—	10~20
我が国の政府関係機関向け	1	0	10~20
地方三公社向け	—	—	20
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,160	166	20~250
法人等向け	30,580	1,223	20~100
中小企業等向け及び個人向け [注1]	83,980	3,359	75
抵当権付住宅ローン	13,786	551	35
不動産取得等事業向け	890	35	100
三月以上延滞等 [注2]	417	16	50~150
取立未済手形	3	0	20
信用保証協会等による保証付	434	17	0~10
株式会社企業再生支援機構等による保証付	—	—	10
出資等	—	—	100~1250
上記以外	5,468	218	100~250
証券化(オリジネーターの場合)	2,813	112	20~1250
(うち再証券化)	—	—	40~1250
証券化(オリジネーター以外の場合)	—	—	20~1250
(うち再証券化)	—	—	40~1250
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド) のうち個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
計	142,537	5,701	—

	(単位：百万円)		〈参考〉
	平成26年9月末		リスク・ウェイト (%)
	信用リスク・アセットの額 A	所要自己資本の額 A × 4%	
現金	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	0~100
国際決済銀行等向け	—	—	0
我が国の地方公共団体向け	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	20~100
国際開発銀行向け	—	—	0~100
地方公共団体金融機構向け	—	—	10~20
我が国の政府関係機関向け	1	0	10~20
地方三公社向け	—	—	20
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,142	165	20~100
法人等向け	29,420	1,176	20~100
中小企業等向け及び個人向け [注1]	88,471	3,538	75
抵当権付住宅ローン	14,549	581	35
不動産取得等事業向け	1,502	60	100
三月以上延滞等 [注2]	363	14	50~150
取立未済手形	2	0	20
信用保証協会等による保証付	461	18	0~10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	10
出資等	—	—	100~1250
(うち出資等のエクスポージャー)	—	—	100
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	1250
上記以外	3,134	125	100~250
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	—	—	250
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,134	125	100
証券化(オリジネーターの場合)	—	—	20~1250
(うち再証券化)	—	—	40~1250
証券化(オリジネーター以外の場合)	—	—	20~1250
(うち再証券化)	—	—	40~1250
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド) のうち個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,970	78	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—
計	144,021	5,760	—

(注) 1. 「中小企業等向け及び個人向け」は、告示第68条を適用しリスク・ウェイトを75%としたエクスポージャーについて記載しております。

2. 「三月以上延滞等」は、3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%のエクスポージャーについて記載しております。

②オフ・バランス項目

(単位：百万円)

〈参考〉

	平成25年9月末		平成26年9月末		掛目 (%)
	信用リスク・アセットの額 A	所要自己資本の額 A×4%	信用リスク・アセットの額 A	所要自己資本の額 A×4%	
任意の時期に無条件で取消可能 又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—	0
原契約期間が1年以下のコミットメント	—	—	—	—	20
短期の貿易関連偶発債務	—	—	—	—	20
特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	(—)	(—)	(—)	(—)	50
N I F 又は R U F	—	—	—	—	50
原契約期間が1年超のコミットメント	196	7	231	9	50
信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金保証)	65 (65)	2 (2)	48 (48)	1 (1)	100
(うち有価証券保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	100
(うち手形引受)	(—)	(—)	(—)	(—)	100
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	(—)	(—)	(—)	(—)	100
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	(—)	(—)	(—)	(—)	100
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等【控除後】	—	—	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等【控除前】	—	—	—	—	100
控除額(△)	—	—	—	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—	100
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—	—	—	100
派生商品取引及び長期決済期間取引	—	—	—	—	—
カレント・エクスポージャー方式	—	—	—	—	—
派生商品取引	—	—	—	—	—
外為関連取引	—	—	—	—	—
金利関連取引	—	—	—	—	—
金関連取引	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引(カウンターパーティー・リスク)	—	—	—	—	—
一括清算ネットリング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—
標準方式	—	—	—	—	—
期待エクスポージャー取引	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完 及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—	0~100
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—	100
計	261	10	279	11	

(注) 参考に記載した「掛目」は、オフ・バランス取引の与信相当額を算出するにあたり、簿価または想定元本額に乗じる値であります。

(2) オペレーショナル・リスクのリスク相当額及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成25年9月末			平成26年9月末		
	オペレーショナル・ リスク相当額 A	オペレーショナル・ リスク相当額に係る リスク・アセット B=A÷8%	所要自己資本の額 B×4%	オペレーショナル・ リスク相当額 A	オペレーショナル・ リスク相当額に係る リスク・アセット B=A÷8%	所要自己資本の額 B×4%
基礎的手法採用分	—	—	—	—	—	—
粗利益配分手法採用分	530	6,635	265	501	6,264	250
先進的計測手法採用分	—	—	—	—	—	—
計	530	6,635	265	501	6,264	250

(3) 総所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成25年9月末		平成26年9月末	
	リスク・アセットの額 A	所要自己資本の額 A×4%	リスク・アセットの額 A	所要自己資本の額 A×4%
信用リスク	142,799	5,711	144,301	5,772
資産(オン・バランス)項目	142,537	5,701	144,021	5,760
オフ・バランス取引項目	261	10	279	11
CVAリスク				
中央清算機関関連エクスポージャー				
オペレーショナル・リスク	6,635	265	6,264	250
計	149,434	5,977	150,565	6,022

2. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクにかかるエクスポージャー（証券化エクスポージャーを除く。）の内訳

信用リスクにかかるエクスポージャー（証券化エクスポージャーを除く。）の残高（地域別、業種別、残存期間別）は、以下のとおりであります。

なお、期中平均残高は、中間期末残高と当期のリスク・ポジションが大幅に乖離していないため記載しておりません。

①地域別内訳

■平成25年9月末

(単位：百万円)

		資産(オン・バランス)項目			オフ・バランス取引項目		合計	三月以上延滞等
		貸出金	債券	その他	デリバティブ取引	その他		
国	内	224,718	1	36,961	—	5,574	267,256	595
国	外	—	—	—	—	—	—	—
	計	224,718	1	36,961	—	5,574	267,256	595

■平成26年9月末

(単位：百万円)

		資産(オン・バランス)項目			オフ・バランス取引項目		合計	三月以上延滞等
		貸出金	債券	その他	デリバティブ取引	その他		
国	内	228,801	—	39,379	—	4,994	273,176	438
国	外	—	—	—	—	—	—	—
	計	228,801	—	39,379	—	4,994	273,176	438

(注) 1. 「資産(オン・バランス)項目」については、中間貸借対照表計上額に基づき算出しております。

2. 「オフ・バランス取引項目」については、与信相当額(簿価または想定元本額に一定の掛目を乗じた額)を記載しております。

3. 「三月以上延滞等」は、3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%のエクスポージャーであります。

②業種別内訳

■平成25年9月末

(単位：百万円)

	資産(オン・バランス)項目			オフ・バランス取引項目		合計	三月以上延滞等
	貸出金	債券	その他	デリバティブ取引	その他		
業種区分のあるもの	224,718	1	—	—	5,574	230,294	595
製造業	5,525	—	—	—	11	5,537	12
農業、林業	1,134	—	—	—	33	1,167	6
漁業	651	—	—	—	0	651	0
鉱業、採石業、砂利採取業	100	—	—	—	—	100	—
建設業	5,684	—	—	—	1	5,685	42
電気・ガス・熱供給・水道業	2,000	—	—	—	—	2,000	—
情報通信業	755	—	—	—	—	755	—
運輸業、郵便業	1,662	—	—	—	0	1,663	0
卸売業、小売業	8,299	—	—	—	5	8,304	14
金融業、保険業	2,201	—	—	—	—	2,201	—
不動産業、物品賃貸業	50,194	—	—	—	16	50,210	442
その他各種サービス業	13,461	—	—	—	271	13,733	1
国・地方公共団体等	26,559	1	—	—	5,231	31,792	—
その他	106,489	—	—	—	1	106,490	73
業種区分のないもの	—	—	36,961	—	—	36,961	—
計	224,718	1	36,961	—	5,574	267,256	595

■平成26年9月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合計	三月以上延滞等
	貸出金	債券	その他	デリバティブ取引	その他		
業種区分のあるもの	228,801	—	—	—	4,994	233,796	438
製造業	4,457	—	—	—	11	4,468	2
農業、林業	1,117	—	—	—	29	1,146	0
漁業	1,165	—	—	—	0	1,166	0
鉱業、採石業、砂利採取業	25	—	—	—	—	25	—
建設業	6,208	—	—	—	5	6,214	40
電気・ガス・熱供給・水道業	2,593	—	—	—	43	2,636	—
情報通信業	846	—	—	—	—	846	—
運輸業、郵便業	1,662	—	—	—	1	1,663	0
卸売業、小売業	8,385	—	—	—	2	8,387	27
金融業、保険業	2,295	—	—	—	—	2,295	—
不動産業、物品賃貸業	45,443	—	—	—	13	45,456	309
その他各種サービス業	14,631	—	—	—	260	14,891	2
国・地方公共団体等	24,288	—	—	—	4,627	28,916	—
その他の	115,679	—	—	—	0	115,680	54
業種区分のないもの	—	—	39,379	—	—	39,379	—
計	228,801	—	39,379	—	4,994	273,176	438

(注) 1. 「資産（オン・バランス）項目」については、中間貸借対照表計上額に基づき算出しております。

2. 「オフ・バランス取引項目」については、与信相当額（簿価または想定元本額に一定の掛目を乗じた額）を記載しております。

3. 「三月以上延滞等」は、3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%のエクスポージャーであります。

4. 資産（オン・バランス）項目の「その他」については、株式等を業種別に区分し、それ以外を業種区分のないものとしております。

③残存期間別

■平成25年9月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合計
	貸出金	債券	その他	デリバティブ取引	その他	
1年以下	22,386	1	—	—	15	22,403
1年超3年以下	11,539	—	—	—	265	11,804
3年超5年以下	14,889	—	—	—	14	14,904
5年超7年以下	16,438	—	—	—	16	16,454
7年超10年以下	25,349	—	—	—	5,263	30,612
10年超	133,078	—	—	—	—	133,078
期間の定めのないもの	1,036	—	36,961	—	—	37,998
計	224,718	1	36,961	—	5,574	267,256

■平成26年9月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合計
	貸出金	債券	その他	デリバティブ取引	その他	
1年以下	21,428	—	—	—	27	21,455
1年超3年以下	12,754	—	—	—	296	13,051
3年超5年以下	11,535	—	—	—	1	11,537
5年超7年以下	20,379	—	—	—	25	20,405
7年超10年以下	27,321	—	—	—	4,643	31,964
10年超	134,413	—	—	—	0	134,414
期間の定めのないもの	967	—	39,379	—	—	40,346
計	228,801	—	39,379	—	4,994	273,176

(注) 1. 「資産（オン・バランス）項目」については、中間貸借対照表計上額に基づき算出しております。

2. 「オフ・バランス取引項目」については、与信相当額（簿価または想定元本額に一定の掛目を乗じた額）を記載しております。

(2) 貸倒引当金の内訳

①貸倒引当金の期中増減

■平成25年9月期

(単位：百万円)

	平成25年3月末	期中増減額	平成25年9月末
一般貸倒引当金	466	△115	350
個別貸倒引当金	1,318	△4	1,313
特定海外債権引当勘定	—	—	—
貸倒引当金計	1,784	△119	1,664

■平成26年9月期

(単位：百万円)

	平成26年3月末	期中増減額	平成26年9月末
一般貸倒引当金	220	△104	116
個別貸倒引当金	1,184	△236	947
特定海外債権引当勘定	—	—	—
貸倒引当金計	1,405	△341	1,064

(注) 一般貸倒引当金について、地域別・業種別の区分ごとの算定を行っておりません。

②個別貸倒引当金の地域別内訳

■平成25年9月期

(単位：百万円)

	平成25年3月末	期中増減額	平成25年9月末
国内	1,318	△4	1,313
国外	—	—	—
個別貸倒引当金計	1,318	△4	1,313

■平成26年9月期

(単位：百万円)

	平成26年3月末	期中増減額	平成26年9月末
国内	1,184	△236	947
国外	—	—	—
個別貸倒引当金計	1,184	△236	947

③個別貸倒引当金の業種別内訳

■平成25年9月期

(単位：百万円)

	平成25年3月末	期中増減額	平成25年9月末
製造業	68	0	68
農業、林業	0	4	4
漁業	26	△0	26
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	20	△1	18
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—
情報通信業	28	△28	—
運輸業、郵便業	1	△0	0
卸売業、小売業	54	△8	46
金融業、保険業	0	△0	0
不動産業、物品賃貸業	904	26	930
その他各種サービス業	171	12	183
国・地方公共団体等	—	—	—
その他	42	△7	34
個別貸倒引当金計	1,318	△4	1,313

	平成26年3月末	期中増減額	平成26年9月末
製 造 業	27	△3	24
農 業、林 業	3	64	67
漁 業	25	1	27
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建 設 業	21	△7	13
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	0	0	1
卸 売 業、小 売 業	22	△1	21
金 融 業、保 険 業	0	△0	—
不動産業、物品賃貸業	881	△260	621
その他各種サービス業	175	△28	147
国・地方公共団体等	—	—	—
そ の 他	25	△2	22
個別貸倒引当金計	1,184	△236	947

(3) 貸出金償却の業種別内訳

(単位：百万円)

	平成25年9月期	平成26年9月期
製 造 業	—	0
農 業、林 業	—	—
漁 業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建 設 業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情 報 通 信 業	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—
卸 売 業、小 売 業	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	42
その他各種サービス業	—	—
国・地方公共団体等	—	—
そ の 他	—	4
貸 出 金 償 却 計	—	47

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法の効果勘案後のエクスポージャー（証券化エクスポージャーを除く。）の内訳

(単位：百万円)

	平成25年9月末			平成26年9月末			
	格付あり [注1]	格付なし	計	格付あり [注1]	格付なし	計	
リスク・ウェイト 区分別	0%	—	47,486	—	46,609	46,609	
	10%	—	4,699	—	4,872	4,872	
	20%	21,592	471	21,914	308	22,223	
	35%	—	39,347	—	41,536	41,536	
	50%	3,882	204	4,086	2,807	62	2,869
	75%	—	111,439	—	117,810	117,810	
	100%	200	35,391	200	32,758	32,959	
	150%	—	77	—	72	72	
	250%	—	—	—	—	—	
	1,250% [注2]	—	—	—	—	—	
上記以外	—	—	—	—	—		
— [注3]	—	—	—	—	—		
資本控除した額 [注4]	—	—	—	—	—		
計	25,675	239,118	264,793	24,922	244,031	268,953	

(注) 1. 「格付あり」とは、以下に掲げるものであります。

(1)原債務者または保証人について適格格付機関による格付が付与されているもの。

(2)「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち、その金融機関等が設立された国の中央政府に対して適格格付機関による格付が付与されているもの。

(3)「外国の中央政府等以外の公共部門向け」のうち、その公共部門が所在する国の中央政府に対して適格格付機関による格付が付与されているもの。

2. リスク・ウェイト区分別「1,250%」は、告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項（告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1,250%が適用されるエクスポージャーであります。

3. リスク・ウェイト区分別「—」は、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産であります。

4. 「資本控除した額」とは、旧告示第43条第1項第2号及び第5号（旧告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額であります。

(2) 信用リスク削減手法による効果

当行は信用リスク・アセットの算出にあたり、信用リスク削減手法を適用しております。
信用リスク削減手法のうち、「適格金融資産担保」及び「保証」により効果が勘案された額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成25年9月末	平成26年9月末
適格金融資産担保	850	755
現金及び自預金	839	745
債権	—	—
株券	10	9
投資信託	—	—
保証	1,942	1,545

(注) 保証には、信用保証協会保証付エクスポージャーは含まれておりません。

4. 証券化エクスポージャーに関する事項

当行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項は以下のとおりです。なお、再証券化取引に該当するエクスポージャーはございません。

当行がオリジネーターである証券化エクスポージャー

①原資産の内訳

(単位：百万円)

	平成25年9月末			平成25年9月期
	原資産の額		原資産を構成する エクスポージャーのうち 三月以上延滞	原資産を構成する エクスポージャーの 当期損失額
	資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引		
住宅ローン債権	4,546	—	—	—
計	4,546	—	—	—

(単位：百万円)

	平成26年9月末			平成26年9月期
	原資産の額		原資産を構成する エクスポージャーのうち 三月以上延滞	原資産を構成する エクスポージャーの 当期損失額
	資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引		
住宅ローン債権	—	—	—	—
計	—	—	—	—

②保有する証券化エクスポージャーの原資産別内訳

(単位：百万円)

	平成25年9月末		平成26年9月末	
	エクスポージャー	うち、告示247条の規定により 資本控除した額	エクスポージャー	うち、告示247条の 規定により1,250%の リスク・ウェイトが 適用される額
住宅ローン債権	3,261	—	—	—
計	3,261	—	—	—

(注) オン・バランス取引を記載しております。なお、オフ・バランス取引は該当ありません。

③保有する証券化エクスポージャーの残高及び所要自己資本の額のリスク・ウェイト区分別内訳

(単位：百万円)

	リスク・ウェイト 区分別	平成25年9月末		平成26年9月末	
		エクスポージャー A	所要自己資本の額 A×リスク・ウェイト×4%	エクスポージャー A	所要自己資本の額 A×リスク・ウェイト×4%
リスク・ウェイト 区分別	0%	—	—	—	—
	20%	—	—	—	—
	50%	—	—	—	—
	100%	—	—	—	—
	1,250%	—	—	—	—
	その他	3,261	112	—	—
資本控除した額		—	—	—	—
計		3,261	112	—	—

(注) 1. 信用リスク・アセットの算出にあたっては、告示附則第15条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）を適用しているため、リスク・ウェイト区分に分けて記載せず「その他」としてしております。

2. オン・バランス取引を記載しております。なお、オフ・バランス取引は該当ありません。

④証券化取引に伴い増加した自己資本相当額の内訳

(単位：百万円)

	平成25年9月末	平成26年9月末
住宅ローン債権	70	—
計	70	—

⑤早期償還条項付の証券化エクスポージャー

該当ありません。

⑥当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

該当ありません。

⑦証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の内訳

該当ありません。

⑧告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

当行がオリジネーターとして保有する証券化エクスポージャーについて、告示附則第15条の適用により算出された信用リスク・アセットの額は平成25年9月末2,813百万円、平成26年9月末は該当ありません。

5. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 中間貸借対照表計上額、時価

該当ありません。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当ありません。

(3) 評価損益

①中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益

該当ありません。

②中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益

該当ありません。

6. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

当行が内部管理上使用している銀行勘定における金利リスク量（金利ショックに対する経済価値の増減額）は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成25年9月末	平成26年9月末
金利ショックに対する 経済価値の増減額	1,585	951
うち 円	1,585	951
うち 米ドル	—	—

(注) 上表の金利リスク量は、信頼区間99%、保有期間6か月、観測期間5年のVaRを用いて計測しております。

11 損益・利回り・利鞘など

●業務粗利益の内訳、業務粗利益率

(単位：百万円)

	平成25年9月期			平成26年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収益	2,200	—	2,200	2,264	—	2,264
資金調達費用	218	—	218	202	—	202
資金運用収支	1,981	—	1,981	2,062	—	2,062
役務取引等収益	320	—	320	341	—	341
役務取引等費用	443	—	443	492	—	492
役務取引等収支	△123	—	△123	△150	—	△150
その他業務収益	—	—	—	—	—	—
その他業務費用	0	—	0	—	—	—
その他業務収支	△0	—	△0	—	—	—
業務粗利益	1,858	—	1,858	1,911	—	1,911
業務粗利益率	1.49%	—	1.49%	1.52%	—	1.52%

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益} / 183 \times 365}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

●利鞘

(単位：%)

	平成25年9月期			平成26年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	1.76	—	1.76	1.80	—	1.80
資金調達原価	1.58	—	1.58	1.49	—	1.49
総資金利鞘	0.18	—	0.18	0.31	—	0.31

●利益率

(単位：%)

	平成25年9月期	平成26年9月期
総資産経常利益率	0.16	0.20
資本経常利益率	4.76	6.31
総資産中間純利益率	0.16	0.12
資本中間純利益率	4.87	3.86

(注) 1. 総資産経常(中間純)利益率 = $\frac{\text{経常(中間純)利益} / 183 \times 365}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times 100$
 2. 資本経常(中間純)利益率 = $\frac{\text{経常(中間純)利益} / 183 \times 365}{\text{純資産平均残高}} \times 100$

●運用・調達勘定の平均残高等(国内業務部門)

(単位：百万円)

	平成25年9月期			平成26年9月期		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	248,551	2,200	1.76%	250,465	2,264	1.80%
うち貸出金	224,410	2,075	1.84	226,417	2,136	1.88
うち商品有価証券	5	0	1.53	—	—	—
うちコールローン	4,842	2	0.10	4,772	2	0.11
うち預け金	19,293	122	1.26	19,275	124	1.29
資金調達勘定	245,694	218	0.17	253,804	202	0.15
うち預金	219,873	167	0.15	227,040	152	0.13
うち譲渡性預金	22,317	21	0.19	23,261	21	0.18
うち借入金	3,500	26	1.52	3,500	25	1.45

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成25年9月期516百万円、平成26年9月期6,128百万円)を控除して表示しております。

●運用・調達勘定の平均残高等(国際業務部門)

(単位：百万円)

	平成25年9月期			平成26年9月期		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	—	—	—	—	—	—
資金調達勘定	—	—	—	—	—	—

●運用・調達勘定の平均残高等（合計）

（単位：百万円）

	平成25年9月期			平成26年9月期		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資 金 運 用 勘 定	248,551	2,200	1.76%	250,465	2,264	1.80%
うち 貸 出 金	224,410	2,075	1.84	226,417	2,136	1.88
うち 商 品 有 価 証 券	5	0	1.53	—	—	—
うち コ ー ル ロ ー ン	4,842	2	0.10	4,772	2	0.11
うち 預 け 金	19,293	122	1.26	19,275	124	1.29
資 金 調 達 勘 定	245,694	218	0.17	253,804	202	0.15
うち 預 金	219,873	167	0.15	227,040	152	0.13
うち 譲 渡 性 預 金	22,317	21	0.19	23,261	21	0.18
うち 借 用 金	3,500	26	1.52	3,500	25	1.45

（注）資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（平成25年9月期516百万円、平成26年9月期6,128百万円）を控除して表示しております。

●受取・支払利息の分析（国内業務部門）

（単位：百万円）

	平成25年9月期			平成26年9月期		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	△76	△36	△112	17	47	64
うち 貸 出 金	106	△195	△89	18	43	61
うち 商 品 有 価 証 券	0	0	0	△0	—	△0
うち 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
うち コ ー ル ロ ー ン	△2	△0	△2	△0	0	0
うち 預 け 金	△62	41	△21	△0	2	2
支 払 利 息	△10	△16	△26	8	△24	△16
うち 預 金	△25	△16	△41	5	△20	△15
うち 譲 渡 性 預 金	13	8	21	0	△0	0
うち コ ー ル マ ネ ー	△0	—	△0	—	—	—
うち 借 用 金	△4	△1	△5	—	△1	△1

（注）残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

●受取・支払利息の分析（国際業務部門）

（単位：百万円）

	平成25年9月期			平成26年9月期		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	—	—	—	—	—	—
支 払 利 息	—	—	—	—	—	—

●受取・支払利息の分析（合計）

（単位：百万円）

	平成25年9月期			平成26年9月期		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	△76	△36	△112	17	47	64
うち 貸 出 金	106	△195	△89	18	43	61
うち 商 品 有 価 証 券	0	0	0	△0	—	△0
うち 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
うち コ ー ル ロ ー ン	△2	△0	△2	△0	0	0
うち 預 け 金	△62	41	△21	△0	2	2
支 払 利 息	△10	△16	△26	8	△24	△16
うち 預 金	△25	△16	△41	5	△20	△15
うち 譲 渡 性 預 金	13	8	21	0	△0	0
うち コ ー ル マ ネ ー	△0	—	△0	—	—	—
うち 借 用 金	△4	△1	△5	—	△1	△1

（注）残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

開示項目一覧

銀行法施行規則に基づく索引

このディスクロージャー誌は、銀行法第21条に基づいて作成しております。
銀行法施行規則等に規定された開示項目は、以下の頁に記載されております。

銀行法施行規則第19条の2…銀行単体の開示項目

1 概況・組織

- イ 大株主（10位以上）に関する事項 …………… 15

2 主要な業務に関する事項

- イ 事業の概況（直近の中間事業年度）…………… 16
- ロ 主要な業務の状況を示す指標
（直近の3中間事業年度及び2事業年度）…………… 17
- ハ 業務の状況を示す指標（直近の2中間事業年度）
 - 主要な業務の状況を示す指標
 - 1 業務粗利益・業務粗利益率 …………… 46
 - 2 資金運用収支・役員取引等収支
・その他業務収支 …………… 46
 - 3 資金運用勘定・資金調達勘定の
平均残高・利息・利回り・利鞘 …………… 46～47
 - 4 受取利息・支払利息の増減 …………… 47
 - 5 総資産経常利益率・資本経常利益率 …………… 46
 - 6 総資産中間純利益率・資本中間純利益率 …………… 46
 - 預金に関する指標
 - 1 預金・譲渡性預金の平均残高 …………… 30
 - 2 定期預金の残存期間別残高 …………… 30
 - 貸出金等に関する指標
 - 1 貸出金の平均残高 …………… 30
 - 2 貸出金の残存期間別残高 …………… 31
 - 3 貸出金・支払承諾見返の担保の種類別残高 …… 31
 - 4 貸出金の使途別残高 …………… 31
 - 5 業種別の貸出残高・貸出金総額に占める割合… 31
 - 6 中小企業等に対する貸出金残高
・貸出金総額に占める割合 …………… 31
 - 7 特定海外債権の国別残高 …… 該当ございません
 - 8 預貸率の期末値・期中平均値 …………… 31
 - 有価証券に関する指標
 - 1 商品有価証券の平均残高 …………… 32
 - 2 有価証券の残存期間別残高 …………… 32
 - 3 有価証券の平均残高 …………… 32
 - 4 預証率の期末値・期中平均値 …………… 32

3 業務運営

- イ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための
取組の状況 …………… 8～9

4 直近の2中間事業年度における財産の状況

- イ 中間貸借対照表・中間損益計算書
・中間株主資本等変動計算書 …………… 18～19
- ロ リスク管理債権 …………… 33
- ハ 自己資本の充実の状況 …………… 34～45
- ニ 有価証券・金銭の信託・デリバティブ取引
の時価等 …………… 27
- ホ 貸倒引当金の中間期末残高・期中増減額 …………… 33
- ヘ 貸出金償却の額 …………… 18
- ト 中間財務諸表について金融商品取引法第193条の2
第1項の規定に基づき監査証明を受けている旨 …… 18

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条に規定された項目

- 正常債権、要管理債権、危険債権、破産更生債権及び
これらに準ずる債権の各々の金額 …………… 33

■ホームページのご案内

当行に関する最新のニュースや経営・財務に関する情報等をホームページにて掲載しております。

長崎銀行ホームページアドレス
<http://www.nagasaki.co.jp>



こころのぎんこう

長崎銀行

THE BANK OF NAGASAKI, LTD.

発行2015年1月 編集/長崎銀行 総合企画部
〒850-8666 長崎市栄町3番14号 電話095-825-4151

<http://www.nagasaki-bank.co.jp>